

第8回東京都北区子ども・子育て会議次第

日時：平成26年9月12日（金）

午後6時30分～

会場：北とびあ 14階スカイホール

1 開会

2 議事

(1)「北区子ども・子育て支援計画2015（素案）」について

(2) その他

3 閉会

【配布資料】※資料1-1及び1-2は事前送付済み

資料1-1	北区子ども・子育て支援計画2015（素案）
資料1-2	計画に対する意見一覧
資料1-3	次世代育成支援行動計画事業（案）

北区子ども・子育て支援計画 2015 【素案】9/12版



北 区

平成27年●月

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって…………… 1

- 1 計画策定の背景と趣旨 …………… 1
- 2 計画の位置づけ …………… 3
- 3 計画の期間 …………… 4
- 4 計画の策定方法 …………… 4

第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状・課題…………… 5

- 1 子ども人口の現状 …………… 6
- 2 教育・保育施設の現状 …………… 12
- 3 地域子育て支援事業の現状 …………… 17
- 4 女性の就労状況 …………… 20
- 5 北区子ども・子育て支援事業計画にかかる二一ズ調査の結果 …………… 21
- 6 子ども・子育てを取り巻く課題 …………… 37

第 3 章 計画の基本的な考え方…………… 4 2

- 1 基本理念 …………… 42
- 2 基本的な視点と基本方針 …………… 42
- 3 北区子ども・子育て支援計画 2015 の体系 …………… 44

第4章 次世代育成支援行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

1	次世代育成支援行動計画の考え方	45
2	施策目標	46
3	次世代育成支援行動計画の体系	47
4	個別目標別事業	49
	(1) 家庭の育てる力を支援	49
	①保育ニーズに対応した支援サービスの強化	49
	②子育てに関する相談・情報提供の充実	50
	③親育ちへの支援	51
	④安心できる妊娠・出産・子育てへの支援	51
	⑤経済的負担の軽減	51
	(2) 子育て家庭を支援する地域づくり	52
	①地域における子育て家庭への支援	52
	②健やかに育ち、育てる地域活動の促進	52
	③地域における子育てネットワークの育成・支援	53
	④地域づくりのための人材育成の推進	53
	⑤子どもの安全を確保する活動の推進	54
	(3) 未来を担う人づくり	55
	①就学前教育の充実	55
	②教育の場における子育ての支援	55
	③自己実現の場と体験機会の提供	56
	④こころとからだの健全な成長への支援	56
	⑤子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保	57
	(4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	58
	①児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援	58
	②ひとり親家庭への支援	58
	③障害のある子どもと家庭への支援	59
	④生活困窮家庭への支援	59
	(5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	60
	①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進	60
	②仕事と子育ての両立のための基盤整備	60
	③男女が共に担う子育ての推進	61

第5章 子ども・子育て支援事業計画…………… 62

1	子ども・子育て支援事業計画計画の考え方……………	62
2	区域設定……………	63
3	人口推計……………	63
4	子ども・子育て支援事業計画の体系……………	64
5	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容 及びその実施時期……………	65
6	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容 その実施時期……………	68
7	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の促進に 関する体制の確保の内容……………	79

第6章 計画の進行管理…………… 80

1	計画の推進状況の把握……………	80
2	地域・関係団体・関係機関との連携と協働……………	81
3	国・都への要望……………	81

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、出生数の減少傾向が続いており、少子化が急激に進んでいます。平成24年（2012年）の全国の出生数は103.7万人（対前年度比1.3万人減）、合計特殊出生率は1.41となっており微増傾向ではあるものの、なお低い水準にとどまっており、東京都と北区はともに1.09とさらに低い水準となっています。

子どもは社会の希望、未来を作る大きな力です。安心して子どもを生子、育てることのできる社会の実現、子ども自身が自己肯定感をもつとともに幼児期からの人権教育による「いのちの大切さ」などを身につけ、自ら育つ力を大切にできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

北区においては、平成17年度から、北区次世代育成支援行動計画をもとに、これから育っていく子どもたちが健やかに成長できることや、子育てをする方の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して、取り組みを進めてきました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。



このような課題に対応し、子どもを産み、子育てをしやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援するための新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、国は平成 24 年（2012 年）8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」を公布しました。子ども・子育て関連 3 法に基づく、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

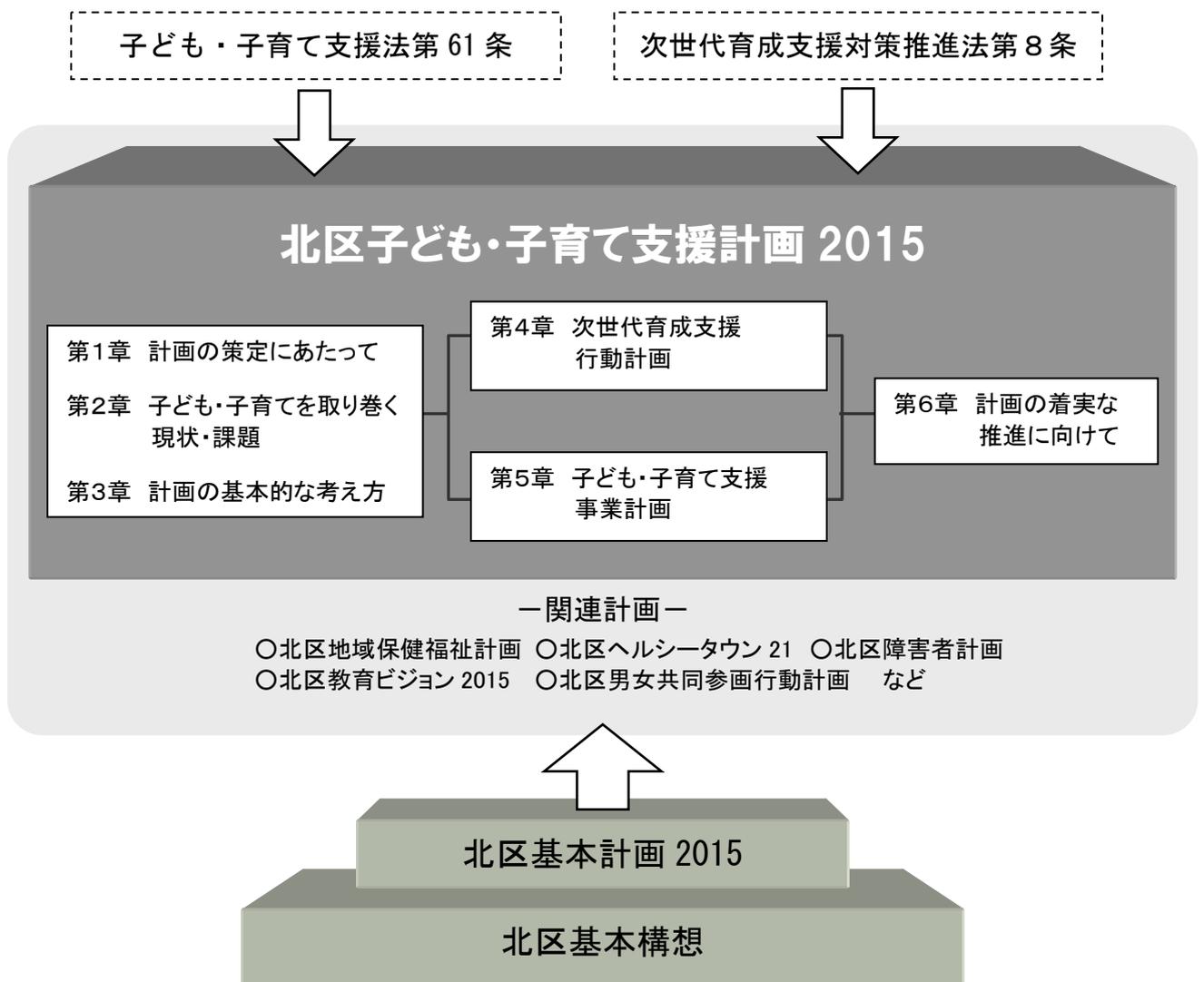
また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっています。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」が平成 37 年 3 月 31 日まで延長されることとなりました。

これらを踏まえ、北区では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするため「北区子ども・子育て支援計画 2015」（以下、「本計画」という）を策定します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための「北区の取り組み」として位置づけます。
- 本計画は、北区の子育て施策の総合的な計画として策定するものであり、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画と、「子ども・子育て支援法」による子ども・子育て支援事業計画を2つの柱として構成します。
- 本計画は、地域保健福祉計画、男女共同参画社会行動計画をはじめ、他の計画などとの整合を図るものとします。子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

【 計画の位置づけ 】



3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年を計画期間とします。

また、「子ども・子育て支援事業計画」においては、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。

4 計画の策定方法

(1) 区民ニーズ調査の実施

子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生の生活実態や要望・意見などを的確に反映した計画とするため、①就学前児童（0～5歳）の保護者、②就学児童（6～11歳）の保護者、③世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者、④12～18歳の区民、⑤小学校5年生の児童を対象として、「北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を平成25年度に実施しました。

(2) 「北区子ども・子育て会議」の開催

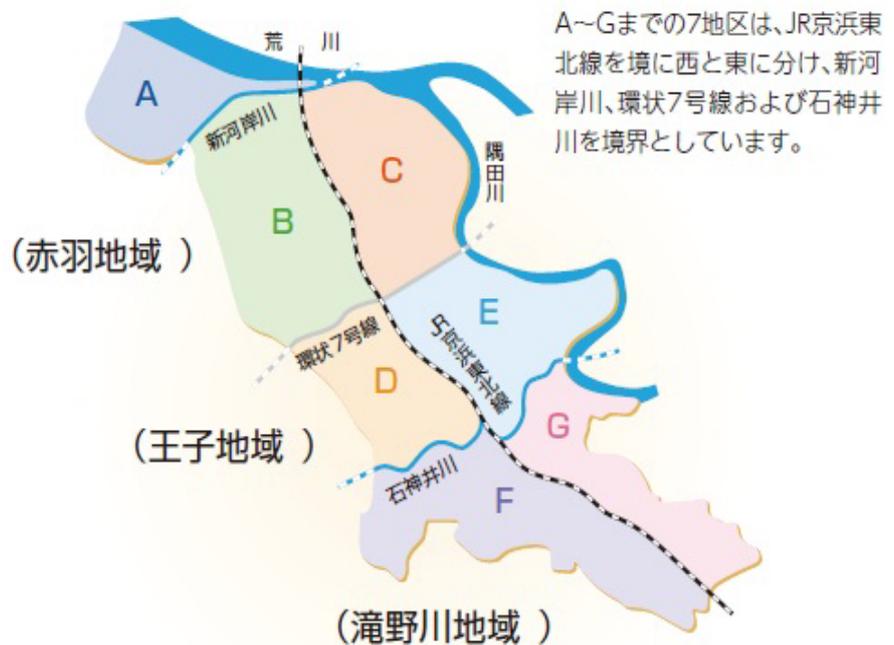
本計画は、子育て当事者等の意見を反映するとともに、区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による区民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方等、計25名で構成する「北区子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。また、審議内容をより深めるため、「就学前教育・保育部会」と「子育て支援施策部会」の2つの部会を設置しました。

「北区子ども・子育て会議」は平成25年7月に第1回を開催し、平成27年●月までに計●回開催しました。また、「就学前教育・保育部会」は●回、「子育て支援施策部会」は●回開催し、各委員からは毎回、それぞれの立場、経験などに基づいた多角的な面からの活発な意見をいただきました。

ここでは、本区の子どもや子育てに関する現状を把握していきます。

また、本区では、地区により特徴等があることから、本区全域を7地区に分け、地域特性があるものについては、この7地区で現状を把握していきます。

【 北区全域図 】



A	浮間地区	浮間1～5丁目
B	赤羽西地区	赤羽北1～3丁目・桐ヶ丘1～2丁目・赤羽台1～4丁目・赤羽西1～6丁目・西が丘1～3丁目・上十条5丁目・十条仲原3～4丁目・中十条4丁目
C	赤羽東地区	赤羽1～3丁目・岩淵町・志茂1～5丁目・赤羽南1～2丁目・神谷2～3丁目・東十条5～6丁目
D	王子西地区	上十条1～4丁目・十条仲原1～2丁目・中十条1～3丁目・岸町1～2丁目・十条台1～2丁目・王子本町1～3丁目・滝野川4丁目
E	王子東地区	東十条1～4丁目・神谷1丁目・王子1～6丁目・豊島1～8丁目
F	滝野川西地区	滝野川1～3丁目・滝野川5～7丁目・西ヶ原1～4丁目・上中里1丁目・中黒1～3丁目・田淵1～6丁目
G	滝野川東地区	堀船1～4丁目・栄町・上中里2～3丁目・昭和町1～3丁目・東田淵1～2丁目・田淵新町1～3丁目

1 子ども人口の現状

(1) 人口の現状

① 人口・年齢3区分別の人口

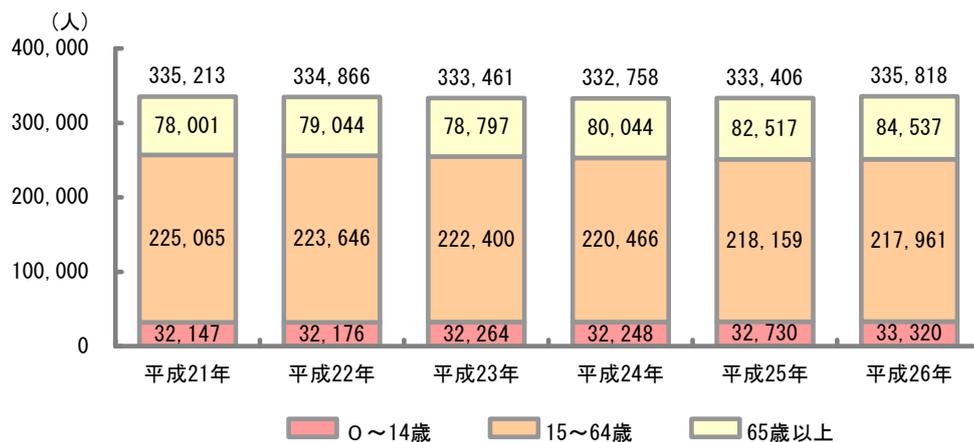
- 北区における人口の推移から、総人口数に対して年少人口（0～14歳）は年々増加している傾向がみられます。地区別では、浮間地区の年少人口（0～14歳）割合が、他の地区に比べて高くなっています。
- 年齢別児童数では、0～5歳人口の増加傾向が顕著となっています。
- 北区の合計特殊出生率は、微増傾向にあるものの、国、都の率を下回っています。
- 社会動態（転出入に伴う人口の動き）は、平成20年、24年において、転入数が転出数を大きく上回っています。

ア 北区における人口の推移

北区の総人口は、平成24年度までは減少が続いていたものの、平成25年度から増加に転じており、平成26年度では、335,818人となっています。

0～14歳人口及び65歳以上人口は平成21年以降増加の傾向にありますが、一方で15～64歳人口は減少が続いています。

【 図 人口の推移 】



資料：住民基本台帳及び外国人登録数(各年4月1日現在)
※平成21～24年は住民基本台帳人口に外国人登録人数を足した数

【 表 3区分年齢別の地区別人口・割合（平成26年4月1日現在） 】

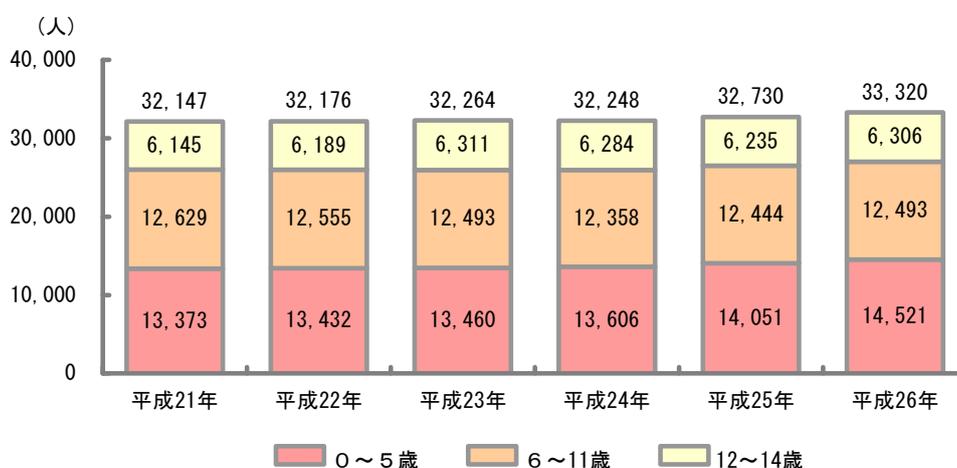
	浮間	赤羽西	赤羽東	王子西	王子東	滝野川西	滝野川東
0～14歳	3,294	6,594	4,838	2,608	6,694	6,712	2,580
	(14.5%)	(10.6%)	(9.3%)	(8.3%)	(10.1%)	(9.5%)	(8.6%)
15～64歳	14,959	37,186	34,717	20,578	43,480	47,400	19,641
	(65.6%)	(60.0%)	(66.8%)	(65.1%)	(65.2%)	(66.8%)	(65.7%)
65歳以上	4,539	18,189	12,412	8,422	16,489	16,819	7,667
	(19.9%)	(29.4%)	(23.9%)	(26.6%)	(24.7%)	(23.7%)	(25.7%)
合計	22,792	61,969	51,967	31,608	66,663	70,931	29,888

資料：住民基本台帳

イ 北区における年齢別児童数の推移

0～14歳の児童数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成26年には33,320人となっています。特に0～5歳児の人口が著しく増加しており、平成26年には、平成21年に比べて1,148人増加しています。

【 図 年齢別児童数の推移 】



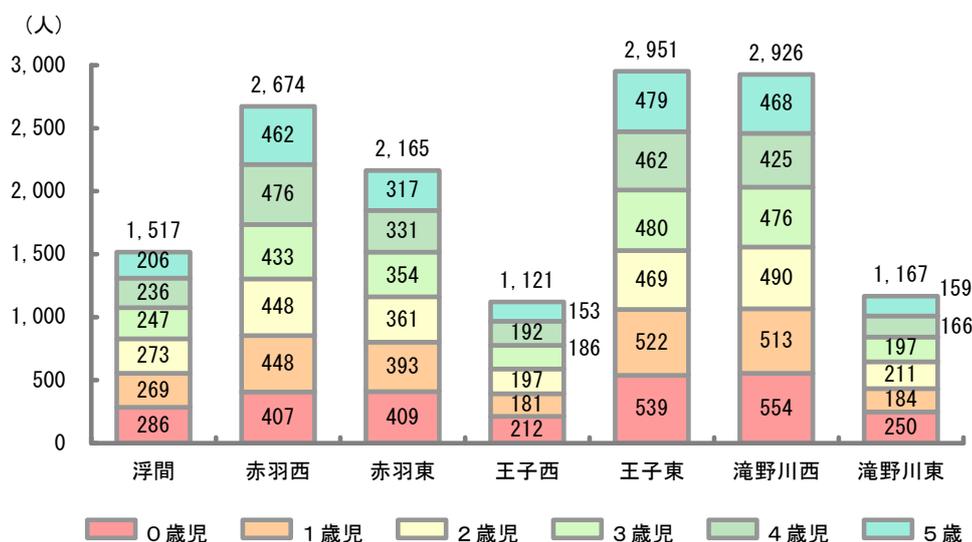
資料：住民基本台帳及び外国人登録数(各年4月1日現在)
 ※平成21～24年は住民基本台帳人口に外国人登録人数を足した数

【 表 年齢別の児童数・割合 】

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	21→26年の差
0 歳	2,377 (17.8%)	2,424 (18.0%)	2,413 (17.9%)	2,351 (17.3%)	2,468 (17.6%)	2,657 (18.3%)	280
1 歳	2,280 (17.1%)	2,349 (17.5%)	2,382 (17.7%)	2,409 (17.7%)	2,462 (17.5%)	2,510 (17.3%)	230
2 歳	2,300 (17.2%)	2,223 (16.6%)	2,263 (16.8%)	2,309 (17.0%)	2,412 (17.2%)	2,449 (16.9%)	149
3 歳	2,104 (15.7%)	2,247 (16.7%)	2,170 (16.1%)	2,238 (16.4%)	2,307 (16.4%)	2,373 (16.3%)	269
4 歳	2,139 (16.0%)	2,073 (15.4%)	2,188 (16.3%)	2,146 (15.8%)	2,245 (16.0%)	2,288 (15.8%)	149
5 歳	2,173 (16.2%)	2,116 (15.8%)	2,044 (15.2%)	2,153 (15.8%)	2,157 (15.3%)	2,244 (15.4%)	71
0～5 歳	13,373 (41.6%)	13,432 (41.8%)	13,460 (41.7%)	13,606 (42.2%)	14,051 (42.9%)	14,521 (43.6%)	1,148
6～11 歳	12,629 (39.3%)	12,555 (39.0%)	12,493 (38.7%)	12,358 (38.3%)	12,444 (38.0%)	12,493 (37.5%)	▲136
12～14 歳	6,145 (19.1%)	6,189 (19.2%)	6,311 (19.6%)	6,284 (19.5%)	6,235 (19.1%)	6,306 (18.9%)	161

資料：住民基本台帳及び外国人登録数(各年4月1日現在)
 ※平成21～24年は住民基本台帳人口に外国人登録人数を足した数

【 図 地区別の年齢別就学前児童数（平成26年4月1日現在） 】

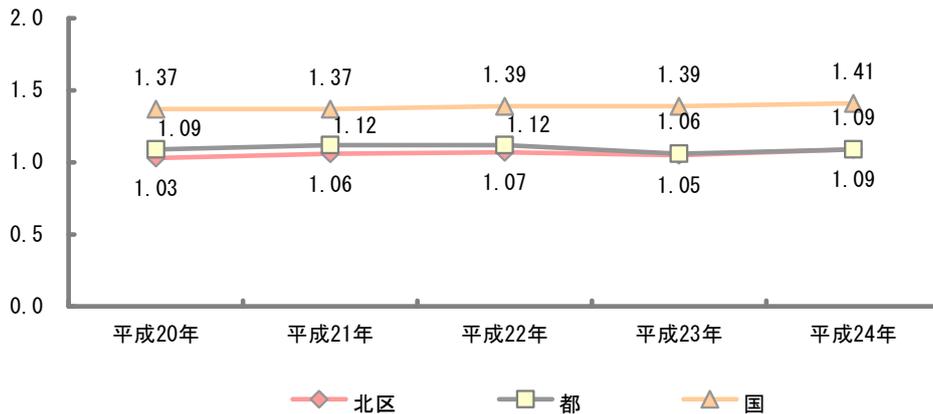


資料：住民基本台帳

ウ 北区・東京都・国における合計特殊出生率の比較

北区の合計特殊出生率は、国に比べ低く、平成24年では0.32低くなっています。また、都と比べると、平成23年までは低くなっていたものの、平成24年では都と同じ1.09となっています。

【 図 合計特殊出生率の推移・比較 】

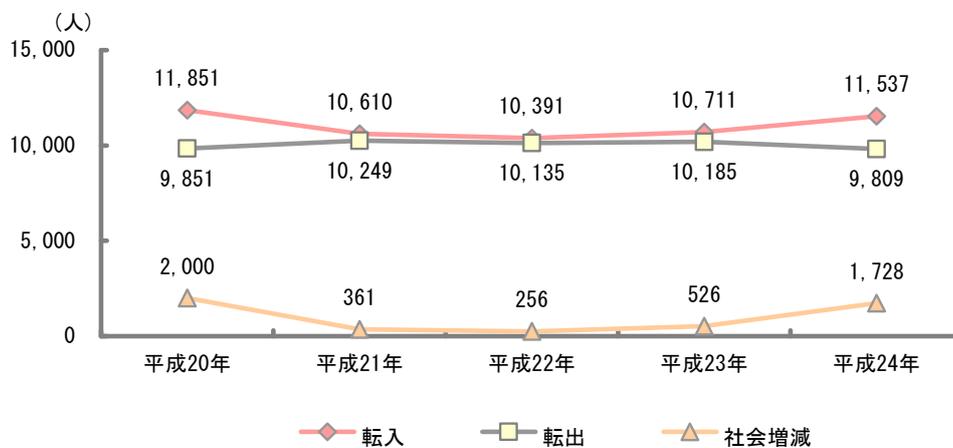


資料：厚生労働省「人口動態統計」東京都「人口動態統計」

エ 北区における社会動態

北区における社会動態は、平成24年まで、転入人数が転出人数を上回っており、平成24年では1,728人の増となっています。

【 図 社会動態の推移 】



資料：東京都統計データ「人口の動き」

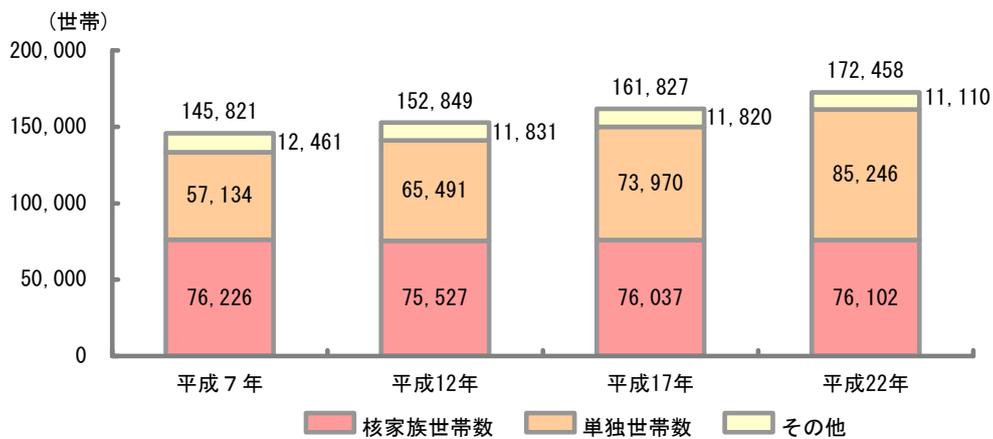
(2) 世帯の現状

- 単独世帯数の増加により、総世帯数は年々増加しています。
- 18歳未満の子どもがいる世帯は減少していますが、そのうちの6歳未満の年少の子どもがいる世帯は微増の傾向にあります。

ア 北区における世帯数の推移

世帯数は年々増加しており、核家族世帯数も年々増加しています。

【 図 世帯数の推移 】

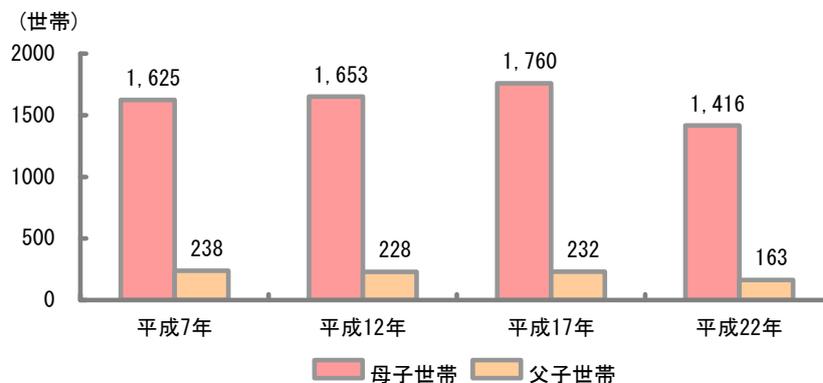


資料：国勢調査

イ 北区における母子世帯・父子世帯数の推移

母子世帯・父子世帯数は、平成22年で減少しており、母子世帯は1,416世帯、父子世帯は163世帯となっています。

【 図 母子世帯・父子世帯数の推移 】



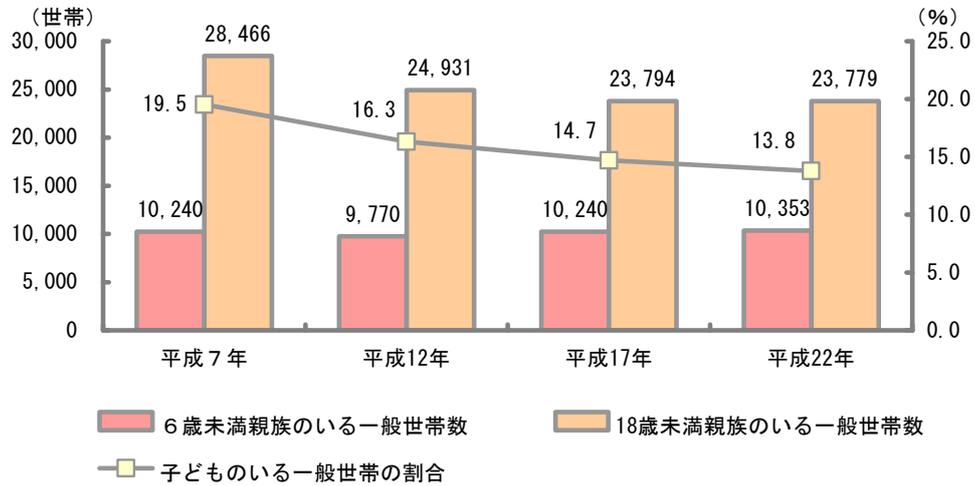
資料：国勢調査

※注) 母子世帯・父子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親又は男親と、その未婚の20歳未満の子のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

ウ 北区における子どものいる一般世帯数の推移

子どものいる一般世帯の割合は年々減少しており、平成22年では13.8%となっています。

【 図 子どものいる一般世帯数の推移 】



資料：国勢調査

2 教育・保育施設の現状

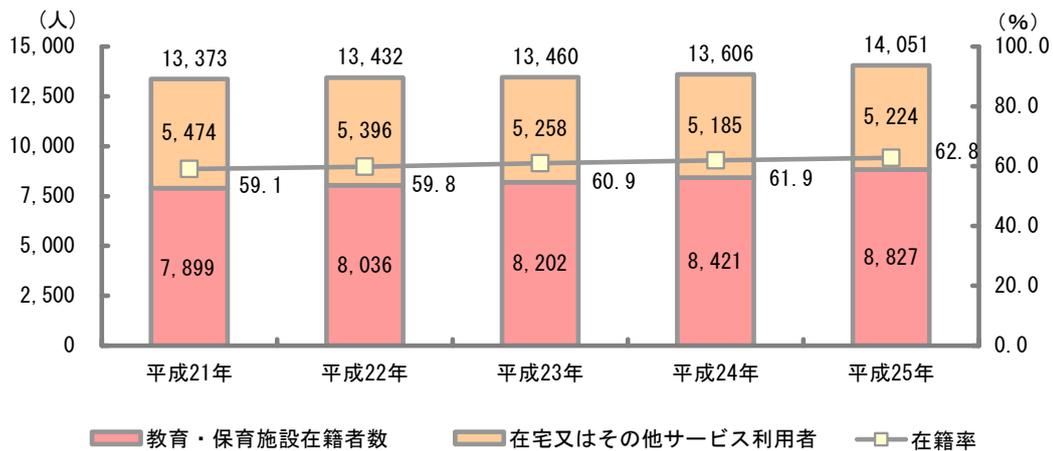
(1) 教育・保育施設の利用の現状

- ・就学前児童数は年々増加しており、教育・保育施設の利用者数の割合も増加傾向にあります。
- ・教育・保育施設の在籍者数はすべての年齢で増加しており、特に1歳児の増加率が高くなっています。

ア 北区民の教育・保育施設在籍者数

0歳から5歳児の教育・保育施設在籍者数は年々増加しており、在籍率も増加しています。在籍率は、平成25年は平成21年に比べ62.8%と3.7ポイント増加しています。

【 図 教育・保育施設在籍者数と在宅者数の推移 】



資料：庁内資料

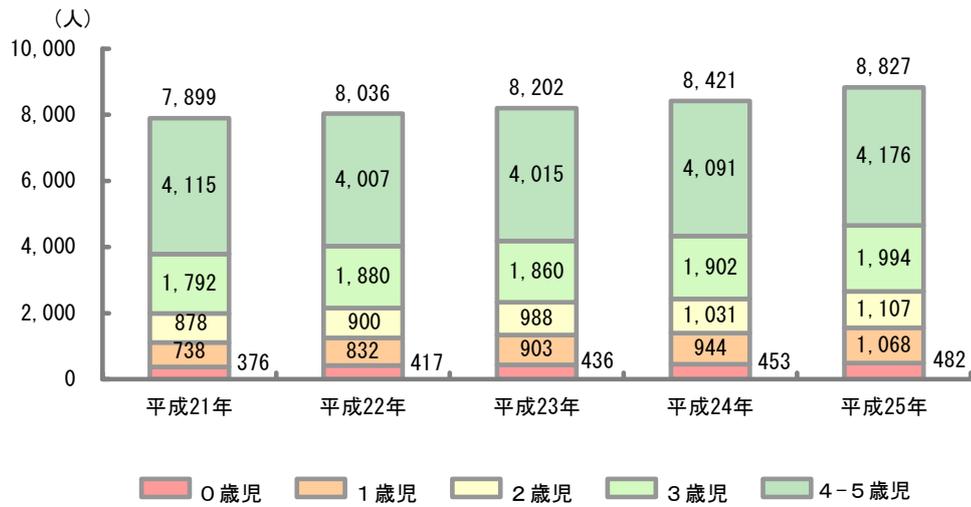
※ 北区外施設利用者を含む

※ 教育・保育施設とは、区立幼稚園、私立幼稚園、外国人学校、公立保育園、私立保育園、認証保育園、保育室、家庭福祉員をさす

イ 北区民の各歳児の施設在籍者数

年齢別に施設在籍者数をみると、すべての年齢で増加傾向となっています。特に1歳児は平成21年の738人から平成25年の1,068人と、4年で1.45倍に増えています。

【 図 各歳児の施設在籍者数の推移 】



資料：庁内資料

※ 北区外施設利用者を含む

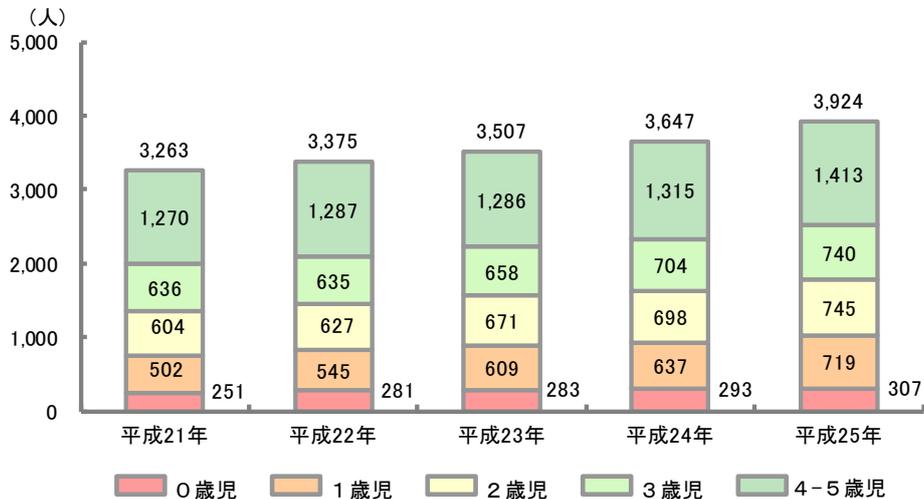
(2) 認可保育園の現状

- 保育園の在籍者数は、区立・私立保育園ともにすべての年齢で年々増加しています。
- 待機児童数は年毎にばらつきがありますが、1歳児の待機児童数が他の年齢に比べて多い状況にあります。

ア 北区民の各歳児別保育園在籍者数

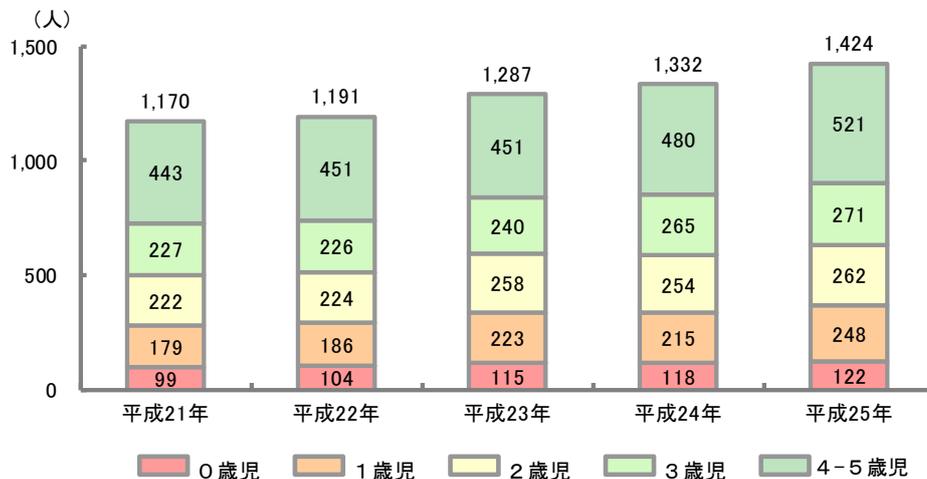
年齢別の公立・私立ともに保育園在籍者数は、年々増加しており、特に1歳、2歳の在籍者数が多くなっています。

【 図 各歳児の公立保育園在籍者数の推移 】



資料：保育課集計(各年4月1日現在)
※北区外施設利用者を含む

【 図 各歳児の私立保育園在籍者数の推移 】



資料：保育課集計(各年4月1日現在)
※北区外施設利用者を含む

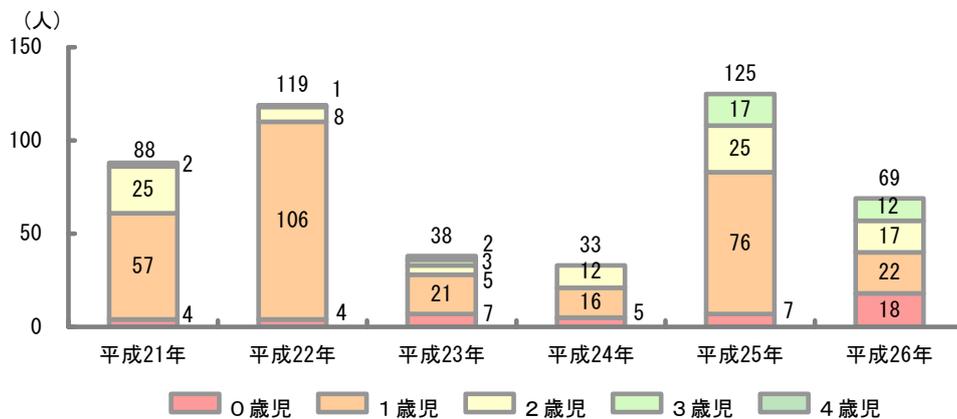
イ 北区民の保育園待機児童数の推移

待機児童数は平成 26 年では 69 人と、平成 25 年に比べて少なくなりましたが、0 歳児の待機児童数は増加しています。

地区別の待機児童数は、平成 26 年では浮間地区で 24 人と最も多くなっています。

① 年齢別待機児童数の推移

【 図 年齢別待機児童数の推移 】



資料：保育課集計（各年 4 月 1 日現在）

② 地区別待機児童数の推移

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
浮間	7	20	8	0	18	24
赤羽西	3	21	2	4	25	16
赤羽東	11	23	4	8	22	11
王子西	6	9	7	7	14	1
王子東	24	19	6	2	17	3
滝野川西	20	24	6	10	21	4
滝野川東	17	3	5	2	8	10
計	88	119	38	33	125	69

資料：保育課集計（各年 4 月 1 日現在）

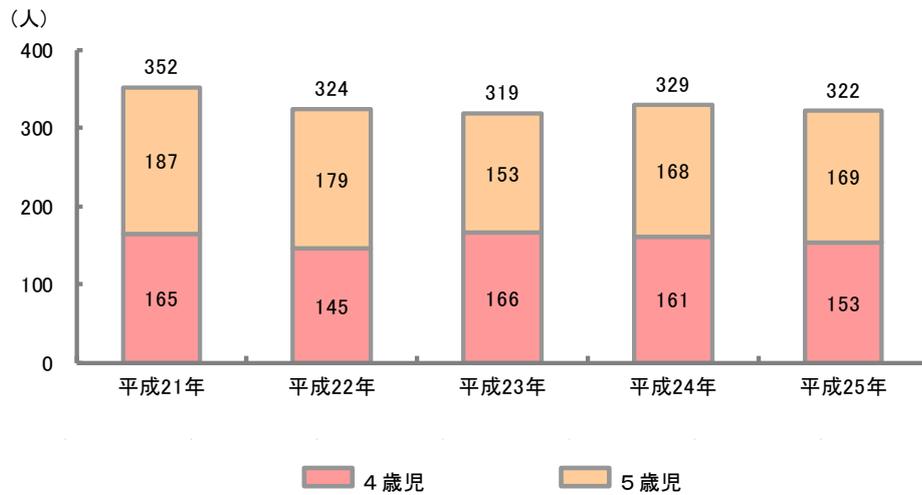
(3) 幼稚園の現状

・幼稚園在籍者数は、区立・私立幼稚園ともに微減で推移しています。

ア 北区民の幼稚園在籍者数

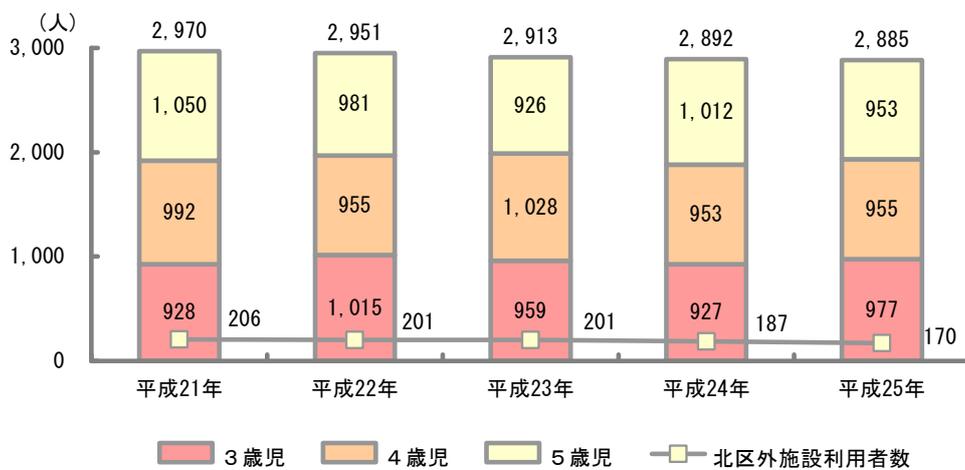
区立・私立幼稚園ともに、平成21年に比べて平成25年では減少しており、在籍者数は区立幼稚園では322人、私立幼稚園は2,880人となっています。

【 図 各歳児の区立幼稚園在籍者数の推移 】



資料：学校支援課集計（各年5月1日現在）

【 図 各歳児の私立幼稚園在籍者数の推移 】



資料：子育て支援課集計（各年5月1日現在）
※北区外施設利用者を含む

3 地域子育て支援事業の現状

(1) 地域子育て支援拠点事業

子ども家庭支援センターや児童館において、講座の開催などを通して子育ての情報を提供、相談や助言、援助を行います。また、親子で過ごす場を提供するとともに、親同士の交流、仲間づくりをサポートし、安心して子育てができる地域づくりを推進しています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数（人回/年）		166,001	168,744	178,581	174,373

(2) 妊婦健康診査

妊娠中の健康診査の受診を促進し、母体や胎児の健康を確保するため、母子手帳の交付を受けた方などを対象として、妊婦健康診査にかかる費用の助成を行っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
受診回数（回）	28,677	29,746	29,599	30,500	32,877

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児がいる家庭を対象に、助産師、保健師等が家庭訪問をして子育て等の助言や相談を行っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
訪問人数（人）	1,673	1,936	2,080	2,201	2,242

(4) 養育支援訪問事業（子ども家庭支援センター実施分）

養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する相談及び指導を行います。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
訪問家庭数（人）	59	101	120	166	167

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数（人日/年）	25	108	55	60	45

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

育児の援助を受けたい人と協力したい人が会員となって、一時的に有償で子どもを預かります。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数 低学年（人日/年）	2,218	2,135	2,758	3,146	3,332
利用者数 高学年（人日/年）	623	582	491	284	673
利用者数 未就学児（人日/年）	5,429	6,515	6,871	6,774	6,246

(7) 一時預かり事業

保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育園や幼稚園で子どもを預かっています。

① 幼稚園の預かり保育

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数（人日/年）			83,267	97,528	103,683

② 一時預かり保育、緊急保育、ファミリー・サポート・センター（就学前）、トワイライトステイ

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数（人日/年）		11,232	12,411	12,338	9,654

(8) 延長保育事業

通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を延長して保育を行っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数（人）	404	420	490	473	520

(9) 病児病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、就労等の理由で保護者が保育できないときに、保育施設で児童を預かっています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数（人日/年）			179	131	219

(10) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者等の就労のため、放課後、家庭での保護を受けることのできない小学生児童に対し、児童館や学校の余裕教室などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
赤羽地区 利用者数（人）	864	813	874	948	961
王子地区 利用者数（人）	675	658	622	609	631
滝野川地区 利用者数（人）	507	532	542	543	508

※ 統計データがないもの及び事業が実施されていないものについては、斜線となっています。

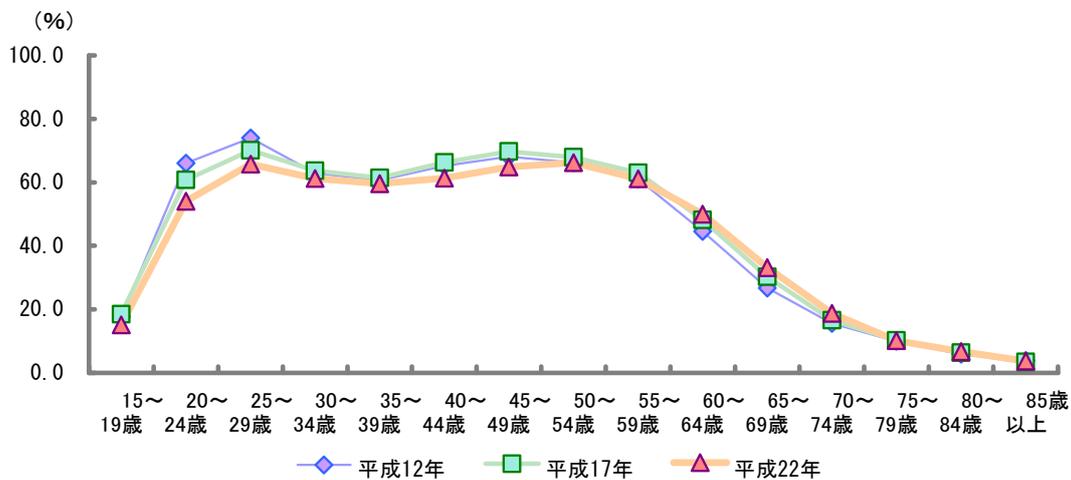
4 女性の就労状況

(1) 女性の就労状況

- 女性の年齢別労働力率は、25～29歳で高くなった後、30～39歳の結婚・出産・育児にあたる年齢で一旦低下する傾向が見られます。その後、若干の上昇があり、年々緩やかに低下していきます。
- 女性の労働力率を未婚・既婚別で比較すると、25歳から44歳で大きな違いがみられ、20ポイント以上の差が開いています。

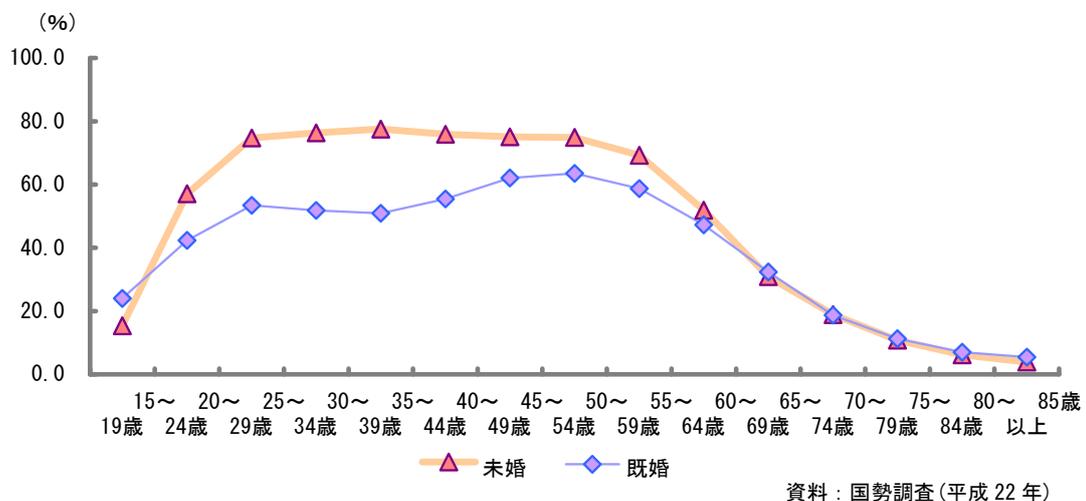
ア 北区における女性の年齢別労働力率の推移

【 図 女性の年齢別労働力率の推移 】



イ 北区における女性の未婚・既婚別労働力率

【 図 女性の未婚・既婚別労働力率の比較 】



5 北区子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果

(1) 調査の目的

現在の我が国における急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していくため、区市町村は地域の実情に応じて子育て支援が適切に提供されるよう、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

この調査は、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生等に対して、生活実態や要望・意見などを把握し、平成27年度から平成31年度までの5年を一期とする「北区子ども・子育て支援計画2015」を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

(2) 調査対象

- ① 就学前の子どもへの保護者：3,700名
- ② 小学1年生から6年生までの子どもへの保護者：1,500名
- ③ 世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者：300名
- ④ 12歳～18歳の区民：1,000名
- ⑤ 小学校5年生の児童：980名（平成25年11月1日時点の調査対象区立小学校12校の児童数）

(3) 抽出方法

- ①～④：住民基本台帳から無作為抽出
- ⑤：区立小学校12校（西浮間、桐ヶ丘郷、赤羽、梅木、神谷、王子第五、王子、滝野川第二、王子第一、滝野川、滝野川第五、滝野川第四）の5年生全員

(4) 調査期間

- 調査票発送日
 - ①～④：平成 25 年 10 月 31 日
 - ⑤：平成 25 年 11 月 15 日
- 書面上の提出締切日
 - ①～④：平成 25 年 11 月 21 日
 - ⑤：平成 25 年 12 月 3 日

(5) 調査方法

- ①～④：郵送回収にて調査を実施（礼状形式の督促 1 回実施）
- ⑤：学校を通じ、配布回収にて調査を実施

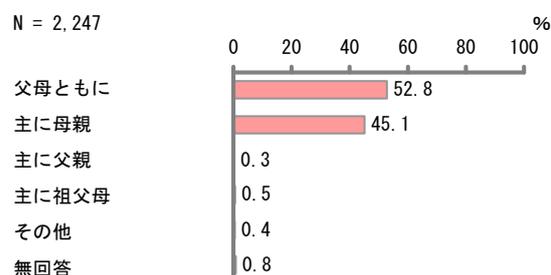
(6) 回収結果

	配 布 数	有効回収数	有効回収率
①就学前の子どもの保護者	3,700 件	2,247 件	60.7%
②小学 1 年生から 6 年生までの子どもの保護者	1,500 件	934 件	62.3%
③世帯主と子のみで構成されている世帯の 18 歳以下のお子さんの保護者	300 件	139 件	46.3%
④12 歳～18 歳の区民	1,000 件	482 件	48.2%
⑤小学校 5 年生の児童	980 件	933 件	95.2%

(7) 主な調査結果

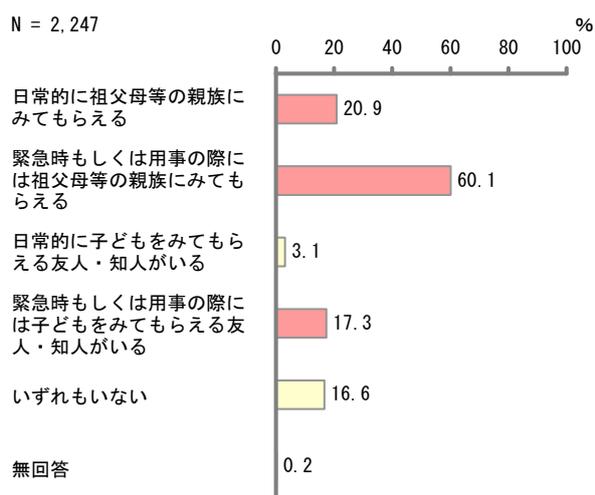
■子育て（家庭での教育を含む）を主に行っている人について （就学前の子どもの保護者）

「父母ともに」の割合が52.8%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が45.1%となっています。



■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無について （就学前の子どもの保護者）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.1%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が20.9%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が17.3%となっています。

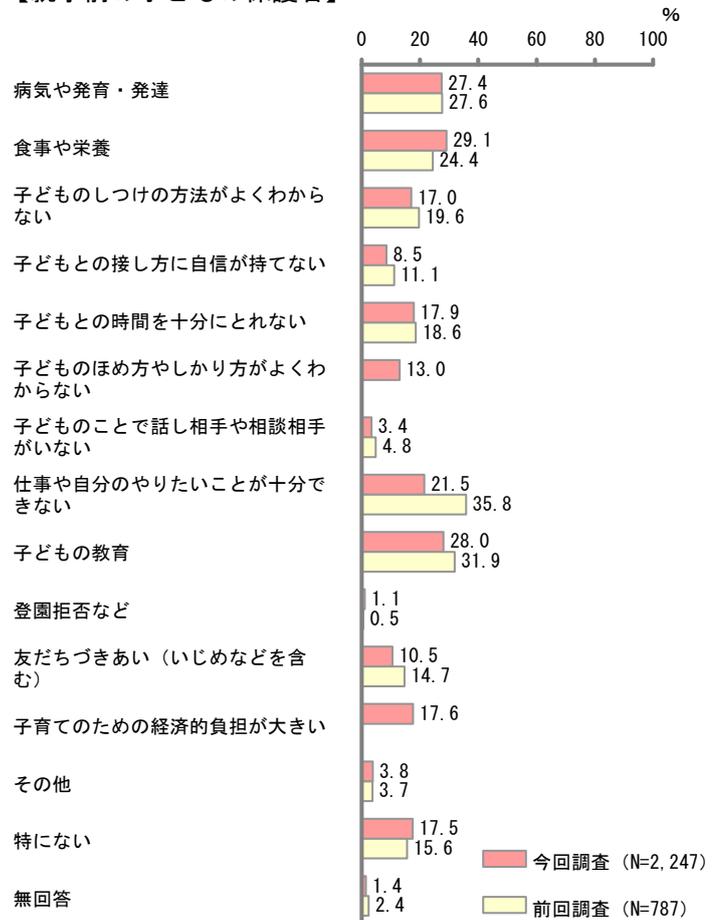


■子育てに関して悩んでいること、気になることについて

(就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者)

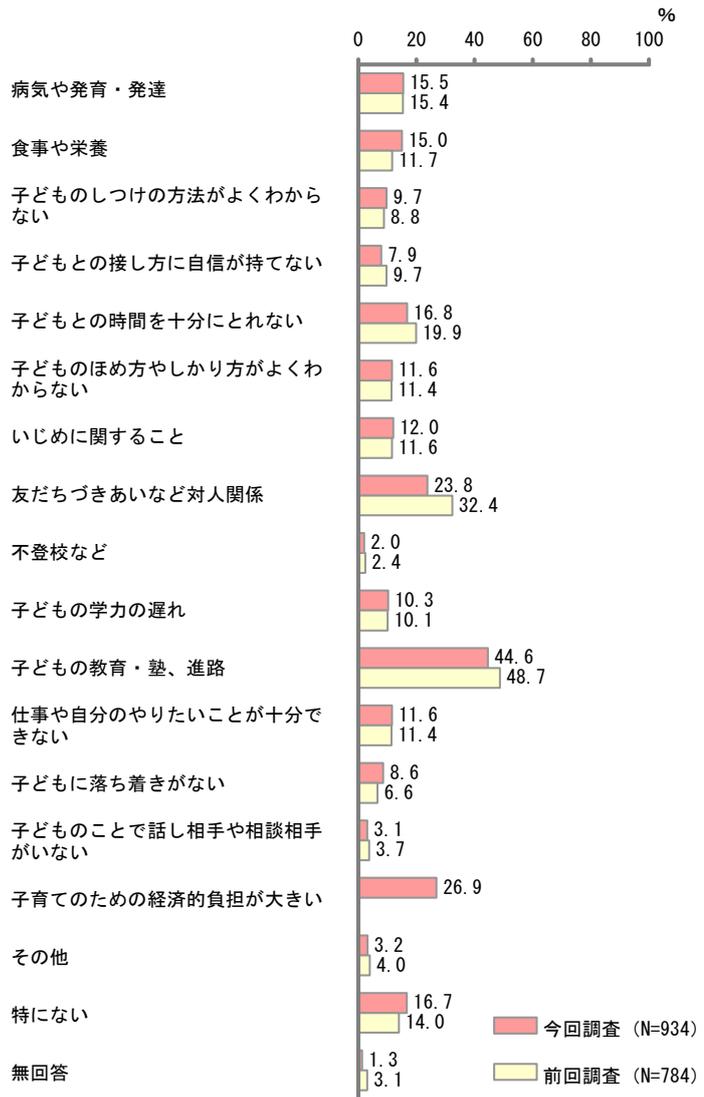
「食事や栄養」の割合が29.1%と最も高く、次いで「子どもの教育」の割合が28.0%、「病気や発育・発達」の割合が27.4%となっています。

【就学前の子どもの保護者】



「子どもの教育・塾、進路」の割合が44.6%と最も高く、次いで「子育てのための経済的負担が大きい」の割合が26.9%、「友だちづきあいなど対人関係」の割合が23.8%となっています。

【小学1年生から6年生までの子どもの保護者】



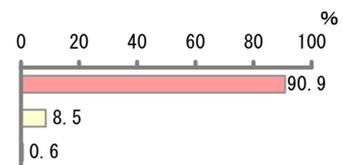
■子育て（家庭での教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無について（就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者）

就学前の子どもの保護者で、「いる／ある」の割合が90.9%、「いない／ない」の割合が8.5%となっています。

【就学前の子どもの保護者】

N = 2,247

いる／ある
いない／ない
無回答

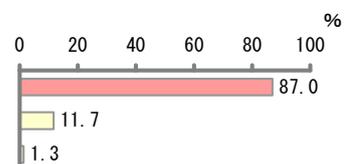


小学1年生から6年生までの子どもの保護者で、「いる／ある」の割合が87.0%、「いない／ない」の割合が11.7%となっています。

【小学1年生から6年生までの子どもの保護者】

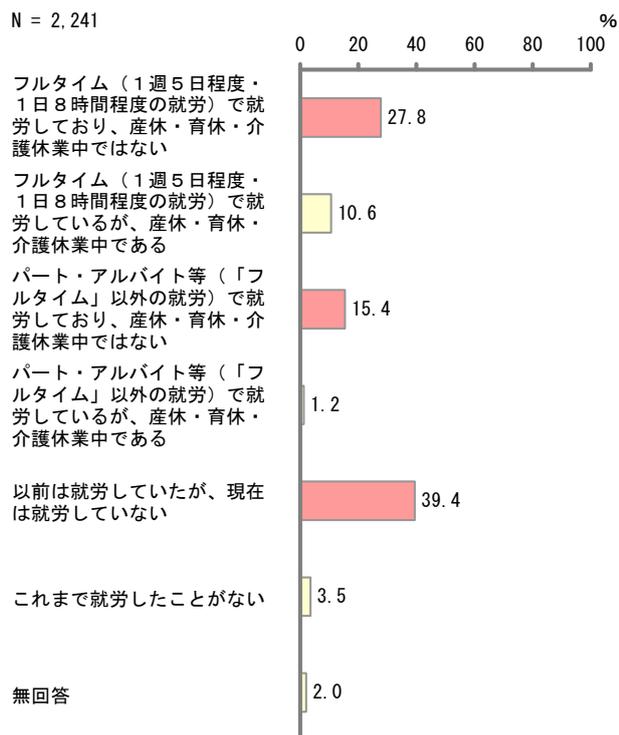
N = 934

いる／ある
いない／ない
無回答



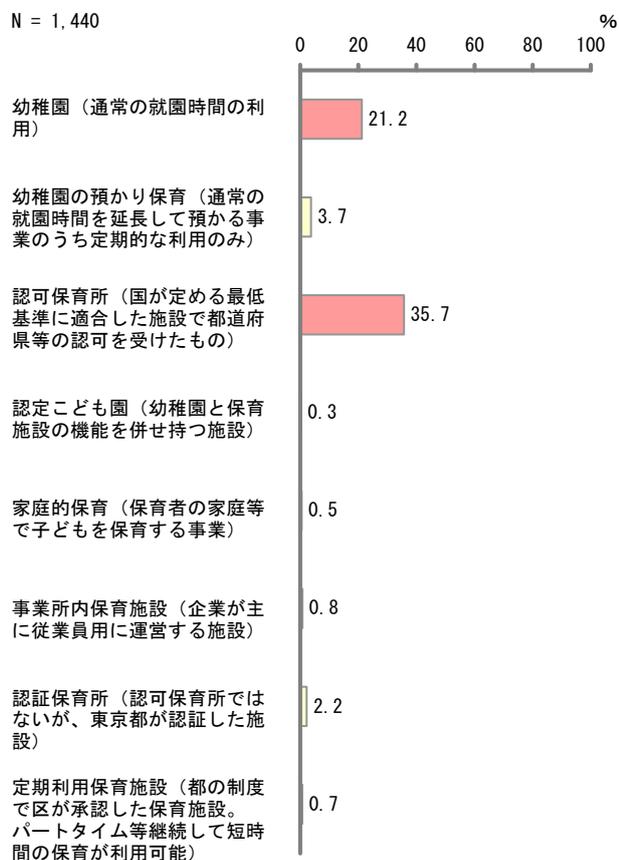
■母親の現在の就労状況について（就学前の子どもの保護者）

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が39.4%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.8%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が15.4%となっています。



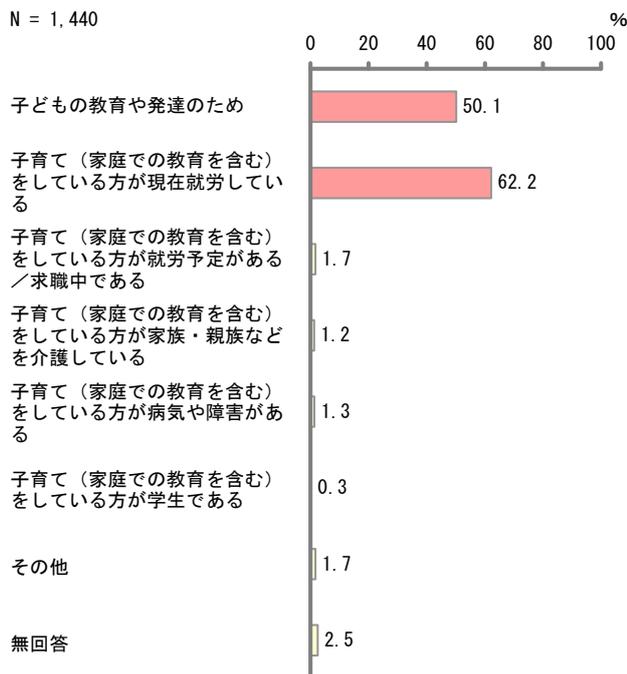
■平日利用している主な教育・保育の事業について（就学前の子どもの保護者）

「認可保育所」の割合が35.7%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が21.2%となっています。



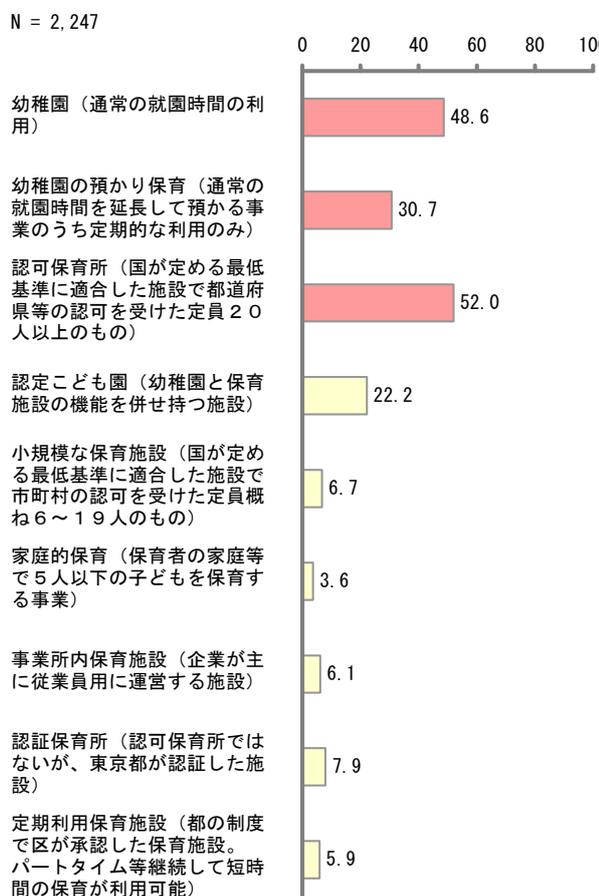
■ 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由について
(就学前の子どもの保護者)

「子育て（家庭での教育を含む）をしている方が現在就労している」の割合が62.2%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」の割合が50.1%となっています。



■ 今後「定期的に」利用したい平日の教育・保育の事業について
(就学前の子どもの保護者)

「認可保育所」の割合が52.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が48.6%、「幼稚園の預かり保育」の割合が30.7%となっています。



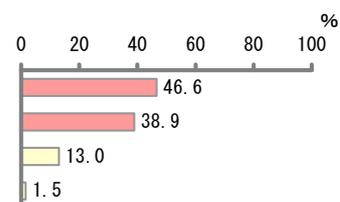
■子どもが生まれた時の育児休業の取得について（就学前の子どもの保護者）

〔母親〕

子育てに関する不安では、就学前児童、就学児童ともに子どもの教育（学力・しつけ）に不安を感じる親や、経済的な負担を感じる親の割合が高くなっています。また、就学前児童では「子どもの病気や発育・発達に不安がある」、「子どもの食事や栄養に不安がある」と答える割合がいずれも30%前後となっています。

N = 2,247

働いていなかった
取得した（取得中である）
取得していない
無回答

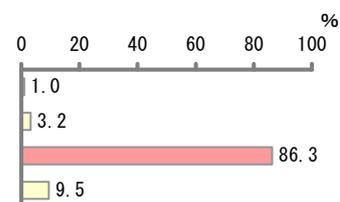


〔父親〕

「取得していない」の割合が86.3%と最も高くなっています。

N = 2,247

働いていなかった
取得した（取得中である）
取得していない
無回答

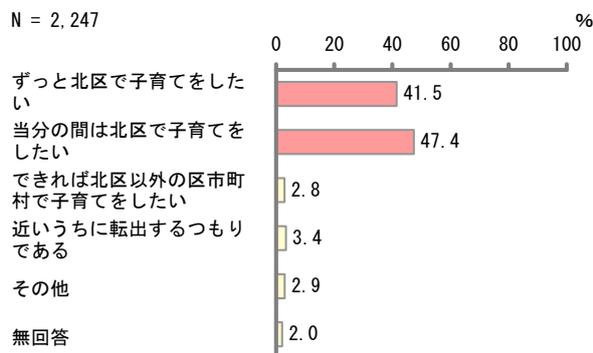


■ 今後も、北区で子育てをしたいと思うかについて

(就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者)

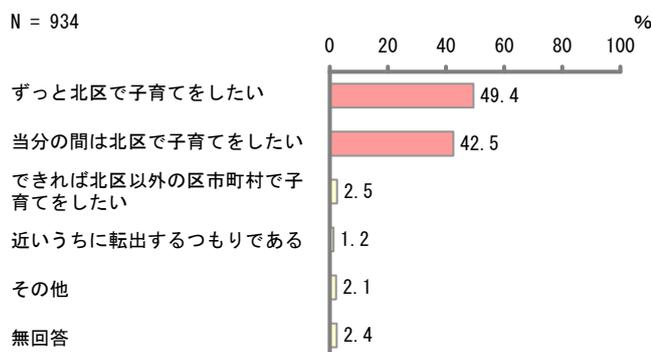
就学前の子どもの保護者で、「当分の間は北区で子育てをしたい」の割合が47.4%と最も高く、次いで「ずっと北区で子育てをしたい」の割合が41.5%となっています。

【就学前の子どもの保護者】



小学1年生から6年生までの子どもの保護者で、「ずっと北区で子育てをしたい」の割合が49.4%と最も高く、次いで「当分の間は北区で子育てをしたい」の割合が42.5%となっています。

【小学1年生から6年生までの子どもの保護者】

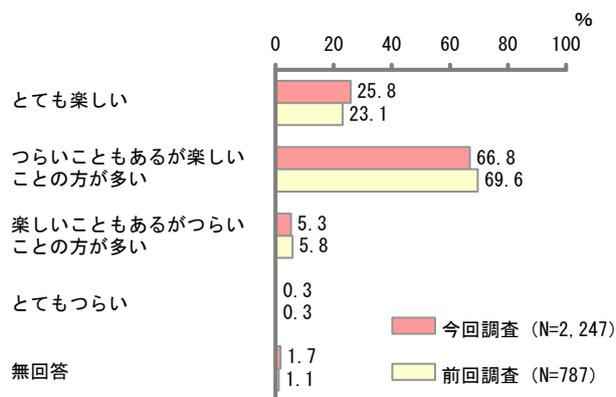


■子育てが楽しいかについて

(就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者)

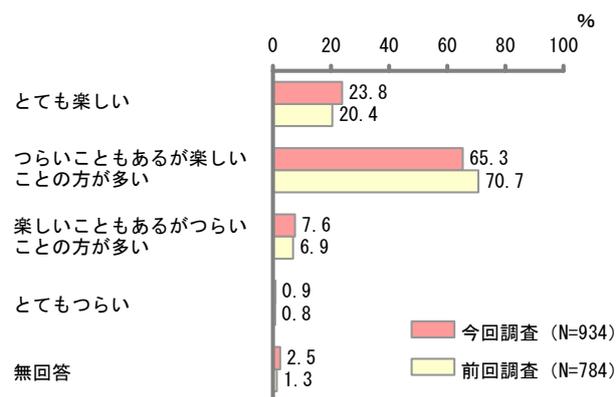
就学前の子どもの保護者で、「つらいこともあるが楽しいことの方が多い」の割合が66.8%と最も高く、次いで「とても楽しい」の割合が25.8%となっています。

【就学前の子どもの保護者】



小学1年生から6年生までの子どもの保護者で、「つらいこともあるが楽しいことの方が多い」の割合が65.3%と最も高く、次いで「とても楽しい」の割合が23.8%となっています。

【小学1年生から6年生までの子どもの保護者】

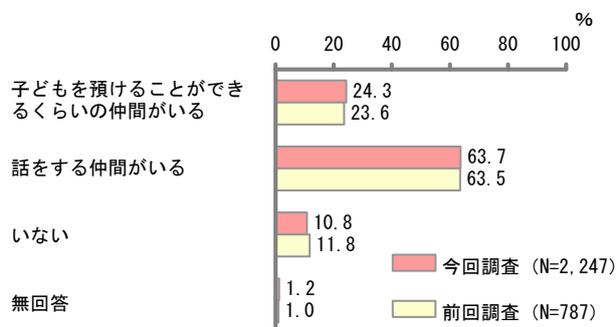


■子育ての仲間の有無について

(就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者)

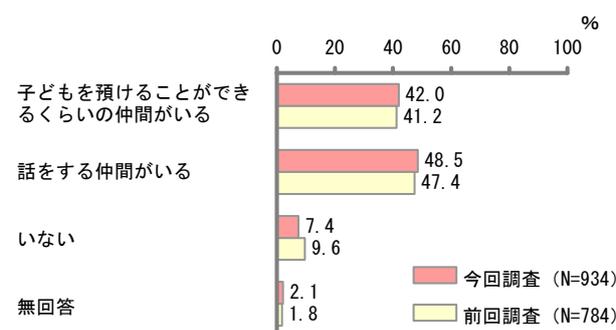
就学前の子どもの保護者で、「話をする仲間がいる」の割合が63.7%と最も高く、次いで「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」の割合が24.3%、「いない」の割合が10.8%となっています。

【就学前の子どもの保護者】



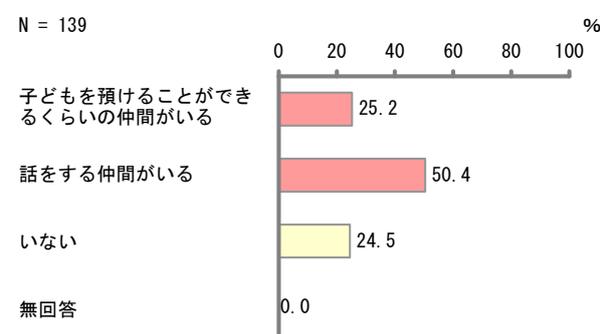
小学1年生から6年生までの子どもの保護者で、「話をする仲間がいる」の割合が48.5%と最も高く、次いで「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」の割合が42.0%となっています。

【小学1年生から6年生までの子どもの保護者】



世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者で、「話をする仲間がいる」の割合が50.4%と最も高く、次いで「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」の割合が25.2%、「いない」の割合が24.5%となっています。

【世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者】



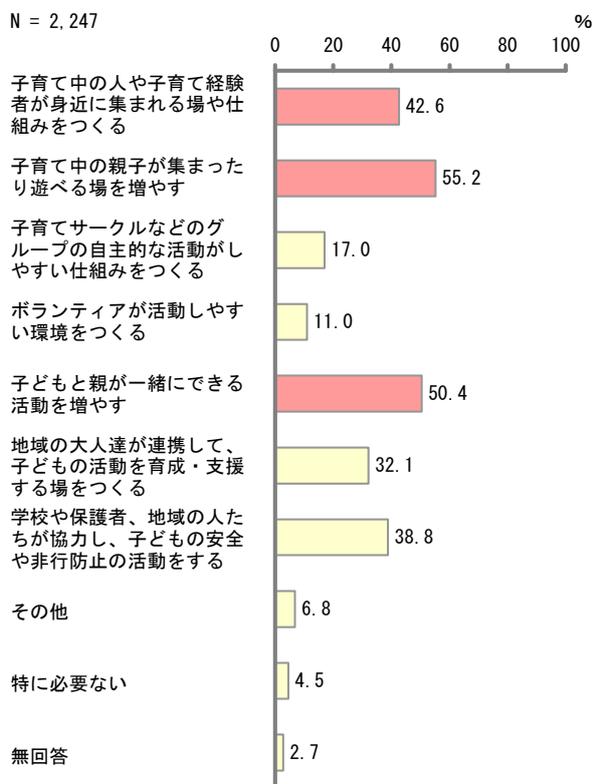
■安心して子育てをするために地域で必要なことについて

(就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者)

「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」の割合が55.2%と最も高く、次いで「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」の割合が50.4%、「子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みをつくる」の割合が42.6%となっています。

【就学前の子どもの保護者】

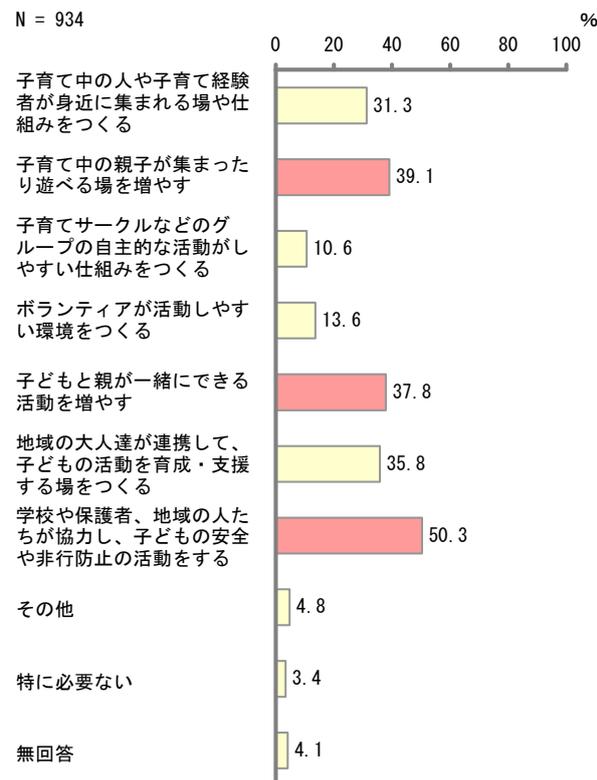
N = 2,247



「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする」の割合が50.3%と最も高く、次いで「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」の割合が39.1%、「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」の割合が37.8%となっています。

【小学1年生から6年生までの子どもの保護者】

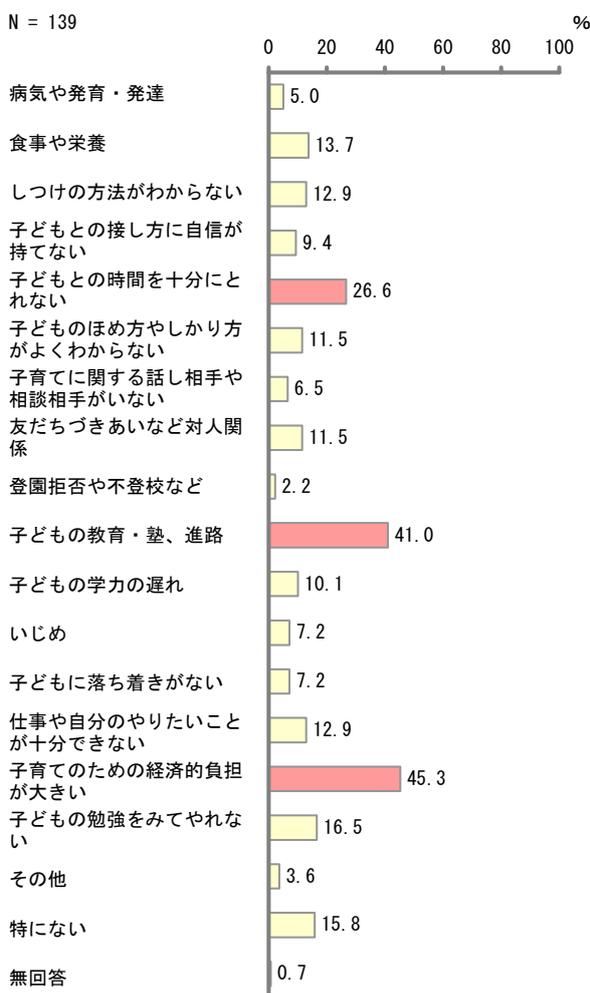
N = 934



■子育てに関して悩んでいることについて

(世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者)

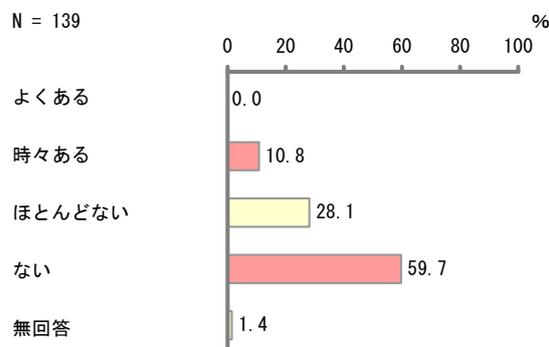
「子育てのための経済的負担が大きい」の割合が45.3%と最も高く、次いで「子どもの教育・塾、進路」の割合が41.0%、「子どもとの時間を十分にとれない」の割合が26.6%となっています。



■子どもの虐待の有無について

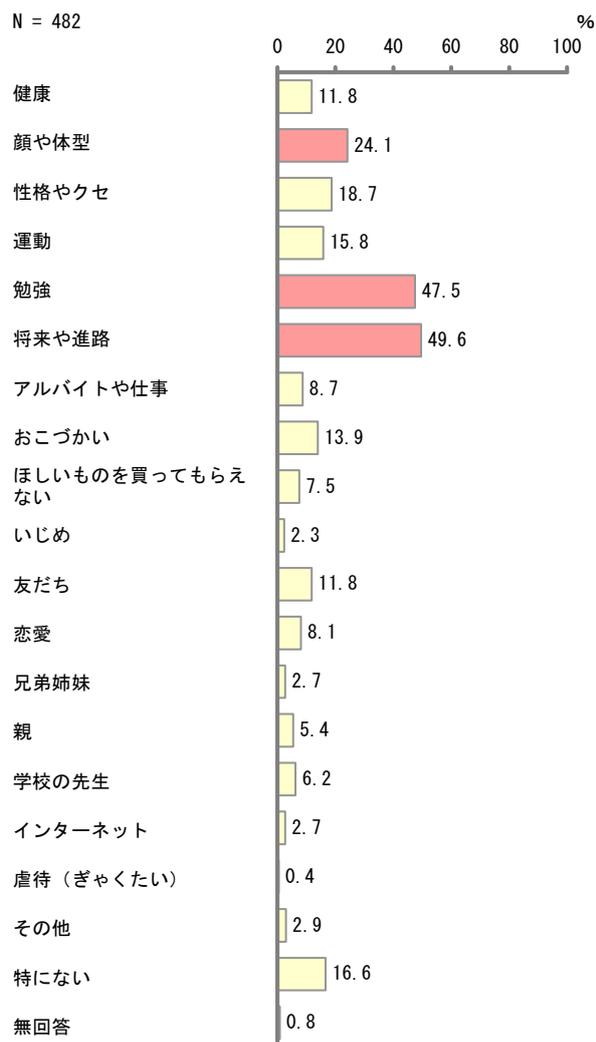
(世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者)

「ない」の割合が59.7%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が28.1%、「時々ある」の割合が10.8%となっています。



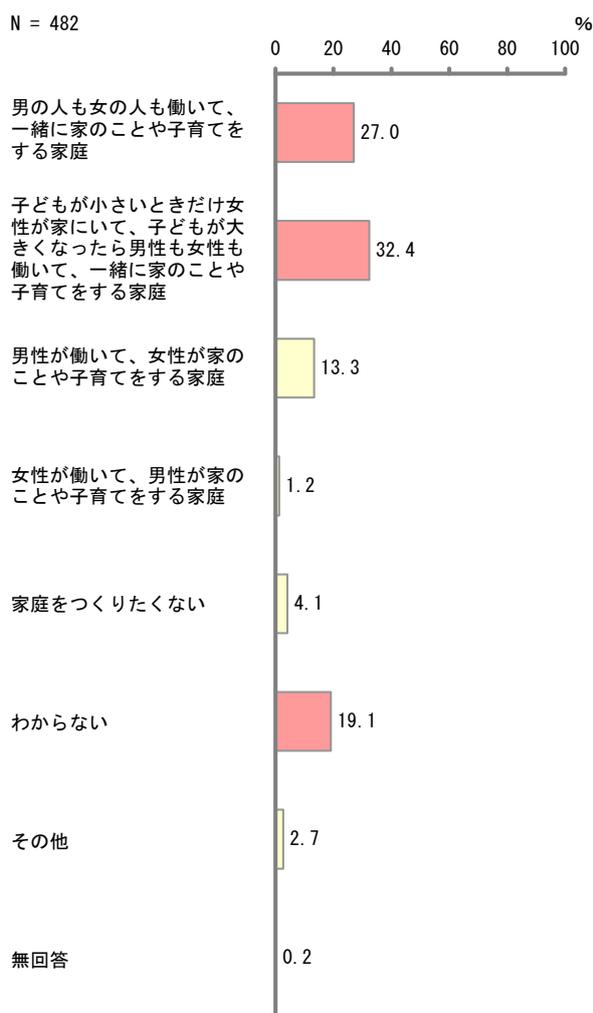
■悩んでいることについて（12歳～18歳の区民）

「将来や進路」の割合が49.6%と最も高く、次いで「勉強」の割合が47.5%、「顔や体型」の割合が24.1%となっています。



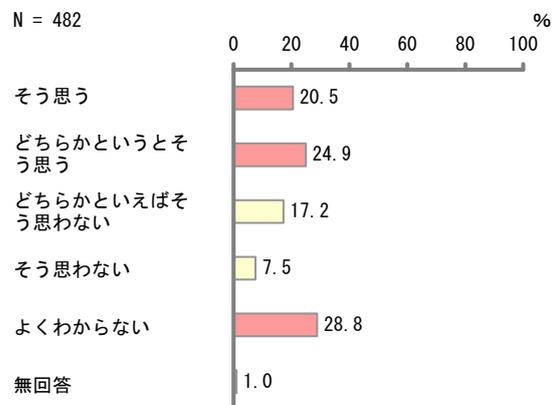
■将来どんな家庭をつくりたいかについて（12歳～18歳の区民）

「子どもが小さいときだけ女性が家にいて、子どもが大きくなったら男性も女性も働いて、一緒に家のことや子育てをする家庭」の割合が32.4%と最も高く、次いで「男の人も女の人も働いて、一緒に家のことや子育てをする家庭」の割合が27.0%、「わからない」の割合が19.1%となっています。



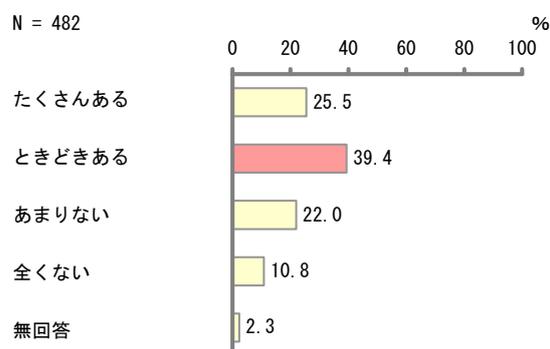
■女性は子どもを生んでも仕事を続けた方がよいかについて（12歳～18歳の区民）

「よくわからない」の割合が28.8%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が24.9%、「そう思う」の割合が20.5%となっています。



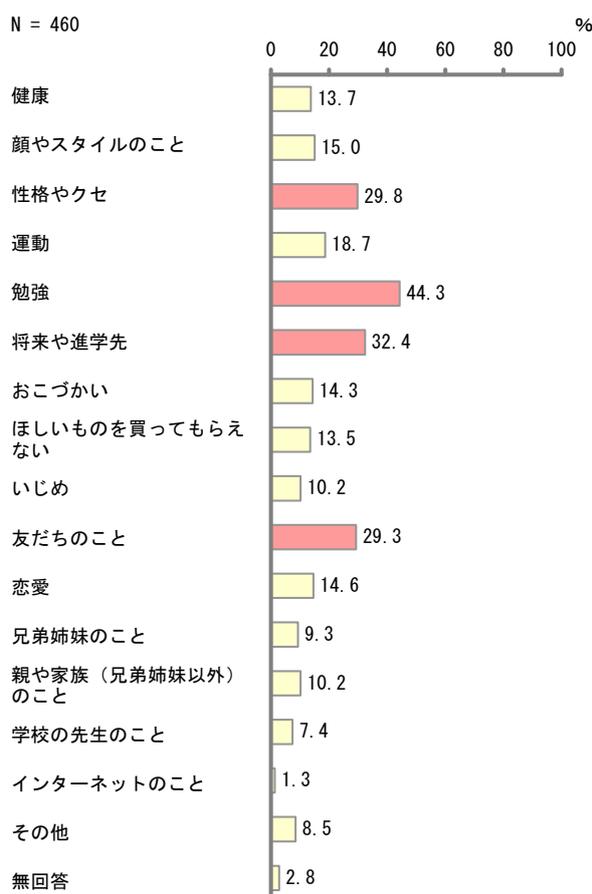
■ 弟や妹以外の赤ちゃん・幼児と遊んだことの経験について
(12歳～18歳の区民)

「ときどきある」の割合が39.4%と最も高く、次いで「たくさんある」の割合が25.5%、「あまりない」の割合が22.0%となっています。



■ 悩んでいることについて (小学校5年生の児童)

「勉強」の割合が44.3%と最も高く、次いで「将来や進学先」の割合が32.4%、「性格やクセ」の割合が29.8%、「友だちのこと」の割合が29.3%となっています。



(4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援のために ●●●●●●

全国的に、児童虐待の状況は相談件数の増加とともに、その内容も複雑・困難化し、ますます深刻な社会問題となっています。

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待を経験した子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をともなう場合があることが指摘されています。そのために虐待により生じるであろう、こころの傷、愛着障害、非行などを防ぎ、児童の自立を支援するための子どもや家庭に対するきめ細やかな支援や関係機関との連携などが求められています。

本区の母子世帯数・父子世帯数は、平成22年(2010年)の国勢調査では、それぞれ1,416世帯・163世帯です。(なお、他の世帯員がいる世帯を含む母子世帯数・父子世帯数は、それぞれ1,906世帯・268世帯です。)ひとり親家庭には、安心して子育てできるための支援や生活の場の整備、経済的自立のための就労支援、子ども育成に十分な養育費の確保、自立を支援する経済的支援体制の整備などが必要であり、国や都と役割分担をしながら、親子が地域で安心して生活できる環境を整え、生活の安定と自立を促進することが必要です。

また、平成25年8月に閣議決定された国の「障害者基本計画」では、「障害児やその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付やその他の支援を可能な限り講じるとともに、障害児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行う」こととしています。障害児の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害児及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るため、保健医療、福祉、教育等が連携した施策の推進は重要な課題です。

(5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくりのために ●●●●●●●●

「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)という言葉が広まりつつありますが、依然として周知が進んでいないのが現状です。「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」によると、仕事と生活の調和が実現した社会とは、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』と定義されています。国は制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に取り組んでいますが、仕事と子育ての両立には依然として大きな負担が伴います。

仕事と子育ての両立を図るために、男女ともに育児休業を取得しやすいというような環境整備に加え、子育て期に多様で柔軟な働き方が選択できるような社会基盤の拡充が効果的と考えられます。また、個々の事情に合った多様な保育サービスが選択し利用できる体制の整備が求められています。

喜びや楽しみをもって子育てをするためには、社会全体で子育てを支援することはもとより、地域ぐるみで子育てを支え合い、男女が互いによきパートナーとして、家事・育児を共に担い合うことが望まれます。そのためには、性別によって役割を固定化してしまう社会通念を見直し、人生の各段階に応じて男女ともに多様な働き方を選択できるような社会を目指すことが大切です。社会や家庭で男女が固定的役割分担意識にとらわれることなく、役割と責任を分担していくことの大切さを、個人だけでなく社会や企業が理解していくことも重要です。

1 基本理念

『子どもの笑顔 輝く北区
家庭や地域の元気が満ちるまち』

「子どもの笑顔」には子どもの育ちへの支援、子どもの人権が守られることが象徴されており、「家庭や地域の元気が満ちるまち」には、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域の人々や企業の協力・参加なくしては成り立たないため、この双方の元気が子育てに重要な役割を担っていることを示しています。「輝く北区」は、「子どもの笑顔」「家庭や地域の元気が満ちるまち」がそろって初めて北区が輝いてくるという思いを込めています。

2 基本的な視点と基本方針

(1) 基本的な視点

子どもの人権を尊重し 「子どもの最善の利益」の実現を目指す

子育てをしている保護者への支援とともに、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すための支援が必要です。

これを進めるには、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの基本的な人権を尊重することが重要であり、この子どもの基本的な人権の尊重が「子どもの最善の利益」へとつながっていきます。

そのため、北区では、子どもの人権の尊重を基本的な視点とし、すべての施策を展開していきます。

(2) 基本方針

“すべて”の子育て家庭への支援

経済力や家族形態、子どもの年齢に関係なく、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

“まちぐるみ”での子育て支援

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるように“地域”の力と“行政”とが協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

“子育て”への支援

北区のすべての子どもに対し、心身ともに健全な成長と自立に向けた支援と、居場所づくりなどの環境づくりを進めていきます。

3 北区子ども・子育て支援計画 2015 の体系

【基本理念】

【基本的な視点】

【基本方針】

【計画名称】

子どもの笑顔
輝く北区
家庭や地域の元気が満ちるまち

子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現を目指す

“すべて”の
子育て家庭への
支援

“まちぐるみ”
での子育て支援

“子育て”
への支援

次世代育成支援行動計画

【施策目標】

- (1) 家庭の育てる力を支援
- (2) 子育て家庭を支援する地域づくり
- (3) 未来を担う人づくり
- (4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
- (5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

子ども・子育て支援事業計画

【記載事項】

- (1) 区域設定
- (2) 人口推計
- (3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (5) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

1 次世代育成支援行動計画の考え方

ここでは、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもの健全な育成を図るため、地域における子育てしやすい環境の整備等に向け、平成22年に策定された「北区次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏襲するとともに、北区の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を設定し、事業を展開していきます。



2 施策目標

本計画の基本理念である「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」の実現を目指すため、5つの施策目標を設定しました。

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様な保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、子育てを学ぶ場の提供、経済的負担の軽減策などを推進していきます。また、安心して妊娠・出産に臨めるよう、費用面の助成や適切な知識の提供、訪問指導など、子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり

子育てがしやすい環境づくりを目指し、地域ぐるみによる子どもの見守り、子育ての支援活動を促進します。

親の不安や孤独感の解消に向けて、親同士の仲間づくりの場の提供や、支援を必要とする人とそれを支える団体やボランティアが共に子育てを楽しめる体制を整備するため、地域活動への支援や人材の育成事業を推進します。

施策目標 3 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、元気に未来に向かって明るく伸び伸びと育っていけるよう、さまざまな体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の充実を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、その権利擁護について広く区民に周知、啓発を行うとともに、子ども自らが「いのちの大切さ」を身につけることができるよう、幼児期からの人権教育の充実を図ります。

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

虐待の発生予防及び早期発見への体制を充実し、切れ目のない対応を図ります。

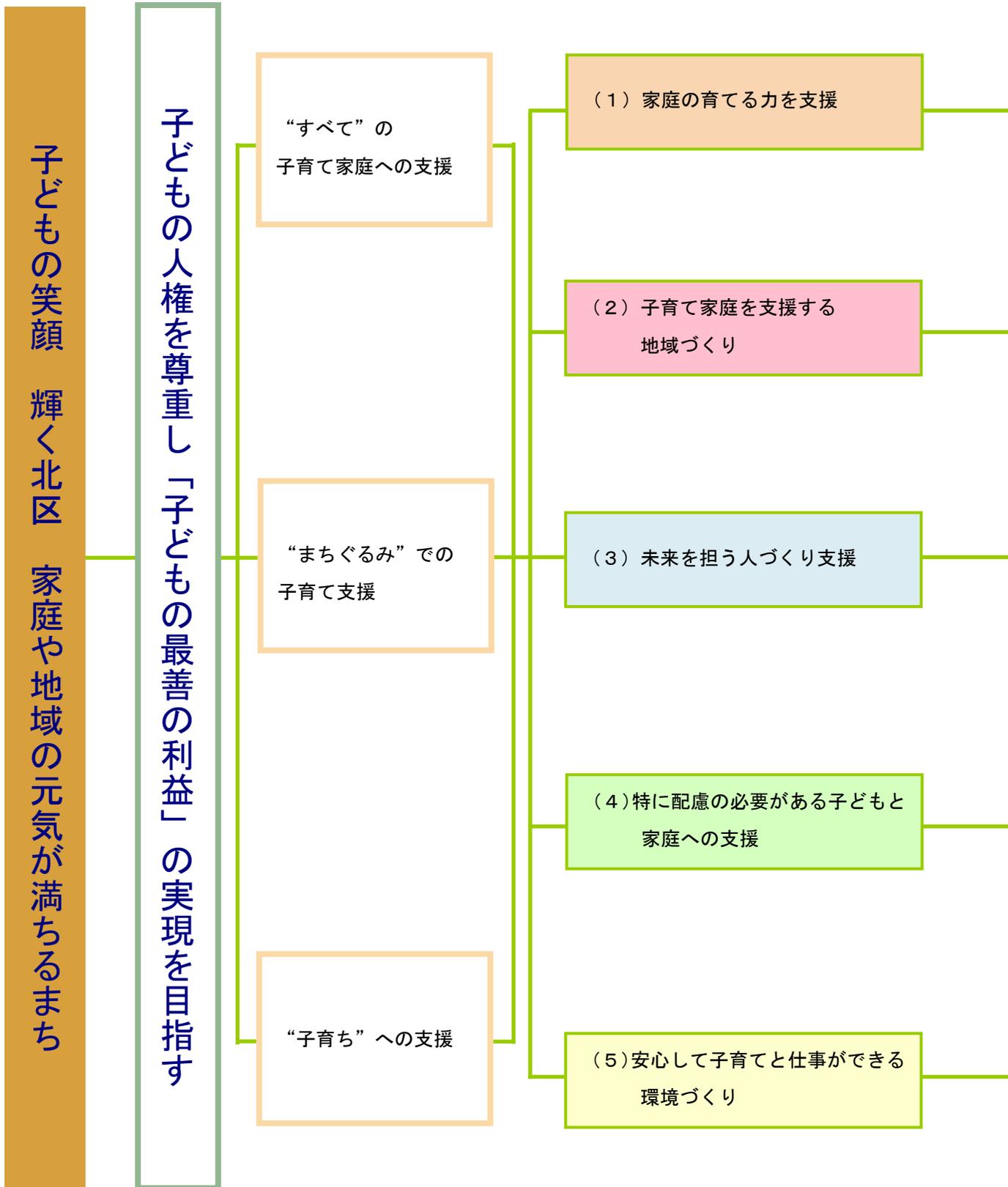
また、ひとり親家庭や障害のある子どもなど、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を進めます。

施策目標 5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進します。

3 次世代育成支援行動計画の体系

【基本理念】 【基本的な視点】 【基本方針】 【施策目標】



【個別目標】

- ① 保育ニーズに対応した支援サービスの強化
- ② 子育てに関する相談・情報提供の充実
- ③ 親育ちへの支援
- ④ 安心できる妊娠・出産・子育てへの支援
- ⑤ 経済的負担の軽減

- ① 地域における子育て家庭への支援
- ② 健やかに育ち、育てる地域活動の促進
- ③ 地域における子育てネットワークの育成・支援
- ④ 地域づくりのための人材育成の推進
- ⑤ 子どもの安全を確保する活動の推進

- ① 就学前教育の充実
- ② 教育の場における子育ての支援
- ③ 自己実現の場と体験機会の提供
- ④ ころとからだの健全な成長への支援
- ⑤ 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

- ① 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援
- ② ひとり親家庭への支援
- ③ 障害のある子どもと家庭への支援
- ④ 生活困窮家庭への支援

- ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進
- ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ③ 男女が共に担う子育ての推進

4 個別目標別事業

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

① 保育ニーズに対応した支援サービスの強化

- 低年齢児を中心に増加する保育ニーズに対応できるよう、保育施設の整備・誘致に取り組み、待機児童の解消を目指します。
- 保育園の延長保育や幼稚園の預かり保育、病児・病後児保育、一時的な保育の需要など、多様な保育ニーズに応える事業を展開します。
- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）について、すべての子どもを対象とした「放課後子ども総合プラン」の拡充を踏まえながら、適切な生活の場となるよう質の向上や施設の整備を進め、待機児童の解消に努めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

② 子育てに関する相談・情報提供の充実

- 子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。
- 必要な時に必要な情報が迷うことなく受け取れるよう、利用者支援の窓口を整備します。
- 子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、印刷物だけでなく、ホームページやメール配信などを活用し、常に新しい情報を発信していきます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

※ 認定こども園：幼稚園と保育園両方の役割をもつ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと。

③ 親育ちへの支援

○出産や子育てに不安を持つ保護者に対して、自分に合った子育ての仕方を学ぶ場を提供し、いきいきと自信をもって子育てができるよう、「親育ち」への取り組みを推進します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

④ 安心できる妊娠・出産・子育てへの支援

○妊娠や出産に係る費用を助成して、安心して、安全に出産できる環境を整えます。
○各家庭において適切な養育ができるよう、保健師や助産師等の専門スタッフが一人ひとりに適切な指導・助言を行い支援します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

⑤ 経済的負担の軽減

○0歳から中学3年生までの子どもに係る保険診療適用の医療費の自己負担分を、区が全額助成します。
○私立幼稚園・認証保育園または外国人学校などに通園・通学する児童の保護者に対して、経済的負担を軽減する支援を行います。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

施策目標 2 乳幼児期の教育・保育

① 地域における子育て家庭への支援

- 現在ある児童館を、乳幼児親子への支援の拠点となる「(仮称)子どもセンター」に順次再編し、親子の育ちの機会や交流の場の提供をより充実させます。
- 地域住民が子育て家庭を支援する仕組みとして、ファミリー・サポート・センター事業の周知に努め、利用の促進を図ります。
- 地域に根ざした子育て支援施設として、幼稚園や保育園が、在宅児を含めた子育て家庭に対して子育てに対する情報や交流の場などを提供します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

② 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

- 地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等の情報を把握し、支援を必要とする家庭へとつなげる体制を構築します。
- 特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援します。また、その助けを得て協働による事業に取り組みます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

③ 地域における子育てネットワークの育成・支援

○同じ目的を持って活動する関係各機関が情報提供だけにとどまらず、横断的なネットワークを築くことで、より充実した子育て支援、環境づくりに取り組みます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

④ 地域づくりのための人材育成の推進

○地域における子育て支援の多様な担い手が、さまざまな子育て支援のニーズに応えられるよう、研修等を充実させます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

⑤ 子どもの安全を確保する活動の推進

○子どもを犯罪等から守るため、学校や保育施設等に緊急通報装置を設置し維持管理を行います。また、不審者情報の発信やパトロールの実施、子どもが自身を守れるよう、防犯ブザーの配布や講習会を実施し、安全への意識を高める事業を展開します。

○子どもを車や自転車の事故から守るため、通学路に交通指導員を配置して指導・誘導を行い、また、自転車利用時の安全な利用、マナーの向上の啓発に努めます。

○保育園、学校の給食において、衛生管理や食物アレルギーへの対応を徹底し、安全で安心なおいしい手作りの給食を提供します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

施策目標 3 未来を担う人づくり

① 就学前教育の充実

- 小学校就学時の環境の変化による不安や不適應を解消するため、幼稚園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施します。また、小学校への理解を深めて円滑な接続を図るために、就学前教育カリキュラムを実践していきます。
- 幼稚園教育の充実に向けて、教員の研修・研究活動を補助し、推進します。
- 子どもの読書活動を推進するため、ブックスタートとしての絵本の読み聞かせや、その後の継続につながる事業を行います。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

② 教育の場における子育ての支援

- 児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした多様な教育活動を展開していきます。
- ICTを活用した指導など新たな教育手法に対応するための研修や、教員の教師力向上に向けた取り組みを推進します。
- 通学区域の重なる幼稚園、小学校、中学校がグループ(サブファミリー)をつくり、連携・協力体制をとりながら交流事業や研究事業に取り組むことにより、質の高い教育環境を創造します。また、サブファミリーを活用して北区独自の小中一貫教育に取り組めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

※ ICT：インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略。コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術を指す用語で、「IT」とほぼ同義。日本では、「IT」という名称が普及していますが、国際的には「ICT」が一般的です。

③ 自己実現の場と体験機会の提供

- 児童・生徒が学校以外の場で、様々な文化や芸術に親しむ機会、異なる世代や価値観を持つ人々との交流、自然とのふれあいなど、様々な体験を通して豊かな人間性や社会性を育む機会を提供します。
- 地域の課題について学び、社会に参加、貢献する喜びを実感できるよう、地域活動やボランティア活動などに参加する機会の拡充を図ります。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

④ こころとからだの健全な成長への支援

- 子どもが自己肯定感を持ち、自分の存在価値を正しく認められるよう、子どもの権利擁護に関する啓発活動を大人、子どもの双方に向けて発信します。
- 乳幼児の順調な成長・発達と健康を守るため、定期健康診査や予防接種、正しい知識を普及させるための講習会を実施します。
- 心身の健康を確保し、子どもたちがいきいきと暮らせるよう、「食」の大切さを伝える食育事業を展開します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

⑤ 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

○放課後の時間にすべての児童が安全で健やかに活動できる場として、「学童クラブ」と「放課後子ども教室」の機能を併せ持った「放課後子ども総合プラン」を小学校全校に導入します。

○小中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、子どもたちの抱える問題を受け止め、共に解決に導く機能を充実させます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

① 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

○保護や支援を必要とする子どもや保護者に対し、子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所や保育園、幼稚園、児童館、その他関係機関、健康いきがい課の乳児家庭全戸訪問事業などとの連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

○子ども家庭支援センターに児童虐待対策コーディネーターを配置し、相談や事案に対する対応力の強化を図ります。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

② ひとり親家庭への支援

○ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や東京都と連携しながら、就業に向けた能力開発や技術取得の支援を推進します。また、子育てと就業を両立させることができるよう、保育園や学童クラブの利用に際しての配慮を行うとともに、相談体制の充実や情報提供に努めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

③ 障害のある子どもと家庭への支援

○障害またはその疑いのある乳幼児に対し、早期相談・早期療育が可能となるよう関係機関と連携しながら、さくらんぼ園を中心として発達支援を行います。

○障害のある児童・生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、保育施設や学校での生活を支援します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

④ 生活困窮家庭への支援

○「貧困の連鎖」を防ぐため、生活困窮世帯や生活保護世帯等への養育支援、学習支援に取り組みます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進

○性別や年齢にかかわらず、子育て中であるなど個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方ができる社会を目指して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性の周知活動を行い、さらなる理解促進に努めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

○従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境や労働条件を整備する企業の取り組みを支援します。

○出産や子育て期間中の各段階に応じた多様な働き方を選択できるよう、保育サービス等の子育て支援策を充実し、情報発信します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

③ 男女が共に担う子育ての推進

○男女の固定的役割分担意識を解消し、これまで育児や家事への参画が少なかった男性が積極的に関わり、共に子育てを担う地域づくりを進めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度の 見込値	平成 31 年度 目標

1 子ども・子育て支援事業計画計画の考え方

ここでは、子ども・子育て関連3法に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、本区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、各事業の見込み量や確保方策を定めていきます。



2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を定める必要があるとしています。

北区では、区域割をする考え方として、3地区または7地区という考え方があります。3地区は、昔の行政区の流れから、赤羽、王子、滝野川の3つです。それをもう少し細かく分けたものが7地区となります。

今回は、教育・保育の提供区域の設定のため、1区域が人口10万前後となる、3つの区域（赤羽地区、王子地区、滝野川地区）を教育・保育提供区域の基本とします。

3 人口推計

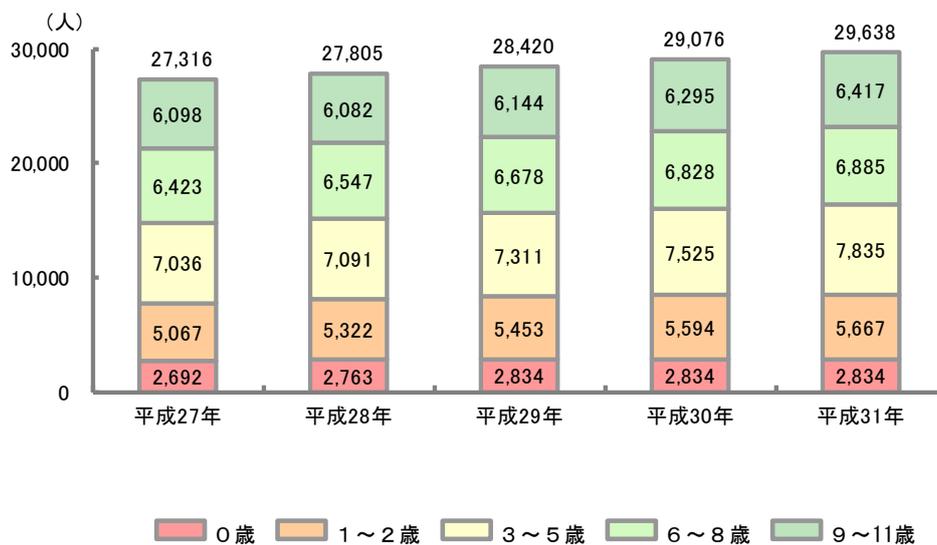
平成 25 年 3 月に発行した「北区人口推計調査報告書」では、北区における 0～5 歳人口は、平成 27 年に微増するものの、平成 28 年以降、減少傾向が続き、平成 31 年には 12,807 人、平成 40 年には 10,722 人となり、平成 25 年と比較すると 19.8% 減少すると推計されています。

一方、ここ数年の北区の 0～5 歳の就学前児童数の動向をみると、増加の傾向にあります。

こうしたことを踏まえ、就学前児童の待機児童対策をはじめとした様々な事業の計画を作成するため、平成 22 年から平成 26 年の住民基本台帳人口実績より、7 地区別・男女別・各歳児別の平均変化率から、平成 27 年から 31 年までの人口推計を算出しました。なお、0 歳児人口については、直近 5 年間の伸び率が著しいことと、国の保育二一歳のピークは平成 29 年度であるという見解も考慮し、平成 27 年から 29 年までは増加傾向が進み、平成 30 年以降の伸びは落ち着くものと推計しました。

学校教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出については、この人口推計を使用していきます。

【 図 人口推計 】



4 子ども・子育て支援事業計画の体系

(1) 幼児期の学校教育・保育	①保育園 認定こども園 地域型保育 ②幼稚園 認定こども園
(2) 地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦に対する健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 ⑤子育て短期支援事業 ⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） ⑦一時預かり事業 ⑧延長保育事業 ⑨病児病後児保育事業 ⑩放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 保育園 認定こども園 地域型保育

【今後の方向性】

- 認可保育園の利用ニーズが高いことから、基本的に認可保育園を基軸とした新規整備を進めます。
- 認可保育園への移行を希望する認証保育園で、設置運営基準を満たす見込みのある施設に対して支援を行います。
- 保育事業について、多様なサービスを選択できるよう、体制の整備に努めます。
- 地区間において、施設や事業の偏在、需給バランスの不均衡が生じた場合、状況に応じて解決策を検討し、調整を行います。

■ 赤羽地区

(人)

	1年目 (平成27年度)		2年目 (平成28年度)		3年目 (平成29年度)		4年目 (平成30年度)		5年目 (平成31年度)		
	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり									
	保育利用		保育利用		保育利用		保育利用		保育利用		
①量の見込み	1,395	1,270	1,415	1,309	1,458	1,341	1,492	1,369	1,535	1,383	
②確保 の内容	保育園・認定 こども園	1,592	1,137	1,699	1,182	1,753	1,227	1,753	1,227	1,753	1,227
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	認可外保育 施設等	5	145	5	145	5	145	5	145	5	145
②-① 過不足	202	12	289	18	300	31	266	21	223	7	

■ 王子地区

(人)

		1年目 (平成27年度)		2年目 (平成28年度)		3年目 (平成29年度)		4年目 (平成30年度)		5年目 (平成31年度)	
		3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり								
		保育利用		保育利用		保育利用		保育利用		保育利用	
①量の見込み		960	863	952	887	949	909	972	927	999	937
②確保 の内容	保育園・認定 こども園	1,091	892	1,091	930	1,091	930	1,091	930	1,091	930
	地域型保育 事業	0	18	0	18	0	18	0	18	0	18
	認可外保育 施設等	0	94	0	94	0	94	0	94	0	94
②-①	過不足	131	141	139	155	142	133	119	115	92	105

■ 滝野川地区

(人)

		1年目 (平成27年度)		2年目 (平成28年度)		3年目 (平成29年度)		4年目 (平成30年度)		5年目 (平成31年度)	
		3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり								
		保育利用		保育利用		保育利用		保育利用		保育利用	
①量の見込み		859	851	872	923	92人	945	966	966	1,035	976
②確保 の内容	保育園・認定 こども園	857	765	1,001	805	1,055	847	1,109	883	1,163	919
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育 施設等	0	65	0	65	0	65	0	65	0	65
②-①	過不足	▲2	▲21	129	▲53	128	▲33	143	▲18	128	8

※ 「確保の内容」は施設定員数。
 保育園・認定こども園：認可保育園、認定こども園（保育利用分）
 地域型保育事業：小規模保育、事業所内保育
 認可外保育施設等：認証保育園、定期利用保育施設、家庭福祉員

(2) 幼稚園 認定こども園

【今後の方向性】

○就学前教育の必要性が増しており、幼稚園・認定こども園に対する需要は今後増大する見込みです。

○地域における子育て相談や親子の交流の場として、幼稚園・認定こども園の役割はより重要となります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	3,559 人	3,587 人	3,698 人	3,807 人	3,963 人
確保の内容	5,123 人				
過不足(確保の内容 一量の見込み)	1,564 人				

※「確保の内容」は募集定員数。
確保の内容：幼稚園、認定こども園（教育利用分）

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容 その実施時期

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

具体的には次の業務を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行う。

【今後の方向性】

○保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育園のほか、認証保育園や幼稚園の預かり保育などの保育資源・保育サービスについて、情報提供を行う窓口・場を整備します。

○また、単なる情報提供の場でなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動の体制づくり、地域課題の把握など、事業を明確化していきます。

○情報の提供や発信は、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。

○子どもを遊ばせながら気軽に専任の相談員に相談ができる環境の整備を行います。

○(仮称)子どもセンターにおいても、子育てサービスの情報を発信し、相談を受けコーディネートする体制を整備していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	箇所

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児） ●●

【事業概要】

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【今後の方向性】

○「地域」での子育て支援を推進するうえで重要な位置を占める事業です。

利用内容の多くが、保育園・幼稚園・学童クラブ・特別支援学級への送り迎えであり、幼少人口の増加に伴い利用者は増えることが見込まれます。

○安定したサポート会員（育児の支援を行う者）の確保と人材の育成が今後の課題です。

○手続き方法や事業のさらなる周知など、利用者が使いやすい事業となるよう検討を重ねます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	6,169 人日	6,236 人日	6,337 人日	6,484 人日	6,566 人日
確 保 量	7,200 人日				
過 不 足 (確保量－見込み量)	1,031 人日	964 人日	863 人日	716 人日	634 人日

(7) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

【今後の方向性】

○保護者に急な用事が生じたときや、子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消するため、保育園における一時保育の重要性が高まっているため、利用方法の周知等にさらに努めます。

<幼稚園の一時預かり>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	48,511 人日	48,890 人日	50,407 人日	51,883 人日	54,020 人日
確保量	48,511 人日	48,890 人日	50,407 人日	51,883 人日	54,020 人日
過不足 (確保量-量の見込み)	0 人日				

<上記以外（保育園の一時預かり保育・緊急保育、ファミリーサポート、トワイライトステイ）>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	39,872 人日	42,267 人日	43,166 人日	43,600 人日	43,216 人日
確保量	33,300 人日	35,800 人日	38,300 人日	40,800 人日	43,300 人日
過不足 (確保量-量の見込み)	▲6,572 人日	▲6,467 人日	▲4,866 人日	▲2,800 人日	84 人日

■ 王子地区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 ～ 3 年 生 量 の 見 込 み	656 人	655 人	650 人	643 人	637 人
1 ～ 3 年 生 確 保 量	760 人				
過 不 足 (確保量-量の見込み)	104 人	105 人	110 人	117 人	123 人
4 ～ 6 年 生 量 の 見 込 み	115 人	113 人	115 人	118 人	118 人
4 ～ 6 年 生 確 保 量	0 人 ※				

■ 滝野川地区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 ～ 3 年 生 量 の 見 込 み	613 人	634 人	648 人	674 人	683 人
1 ～ 3 年 生 確 保 量	650 人	650 人	650 人	690 人	690 人
過 不 足 (確保量-量の見込み)	37 人	16 人	2 人	16 人	7 人
4 ～ 6 年 生 量 の 見 込 み	198 人	197 人	198 人	208 人	216 人
4 ～ 6 年 生 確 保 量	0 人 ※				

※各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、当面の措置として、学童クラブでは1～3年生までの児童の育成を行う。4年生以上の児童の育成については、児童館や放課後子ども総合プラン一般登録の特例的な利用として行う。
また、中間年での計画の見直しに際しては、4年生以上の対応を含め、確保量についての必要な見直しを行う。

7 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置は、拡大に向けて国に更なる環境整備の充実を求めるとともに、区としても制度改正の趣旨を踏まえ、普及に取り組むべきと考えます。

北区では、保育園や幼稚園の二歳量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及の検討を行っていきます。

また、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携についての基本的な考え方や連携の推進方法について協議、検討していきます。

1 計画の推進状況の把握

本計画は、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画の2つの計画から構成されています。

①次世代育成支援行動計画

毎年度、計画の進捗状況を把握し、その結果を次年度の施策に反映させながら、計画を推進していきます。

計画の進捗を把握するため、主な取り組み事業には目標値を設定し、各課において点検評価するとともに、副区長を本部長とする「子ども・かがやき戦略推進本部等において計画の進行管理及び評価を行います。また、状況については、北区のホームページを通して区民に公表します。

②子ども・子育て支援事業計画

北区子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について、点検・評価し、必要に応じて見直しをしていきます。

次世代育成支援行動計画と同様、区はその結果を区民に公表し、これに基づいて必要な措置を講じます。



2 地域・関係団体・関係機関との連携と協働

本計画の着実な推進のためには、区と、地域・関係機関・関係団体の様々な立場の方たちとの役割分担や協働が不可欠です。また、区民一人ひとりの皆様にご協力いただきながら進めていくこともあります。

区におきましては、関連する計画も複数であり、様々な部署において取り組む施策があります。

行政内部での情報の共有化、連携にこれまで以上に力を入れていくことが、この計画の効率的で着実な推進につながります。また、区が優先的、重点的に取り組むべき事項を明確化することも重要です。

そのうえで、地域の方々や地域の子育て支援にかかわる貴重な活動との役割分担を適切に行うことで、子育て・子育てにかかわる多様なニーズに対応したきめ細かで柔軟な、子育て支援が可能となります。

さらに、様々な状況のもとで子育てを行う家庭への支援に、的確に対応していくためには、国や東京都など、多くの関係機関との更なる連携の強化も重要です。

3 国・都への要望

子ども・子育て支援新制度の大きな財源として、消費税増収分の一部が充てられるとされています。社会保障の一つの柱に子育てが位置付けられたことは非常に大きな意味をもつものです。しかしながら、今回の制度で必要とされる財源は、まだ十分ではありません。今後も国の動向を十分注視するとともに、必要に応じて、国や都への要望も行なっていく必要があります。

また、子ども・子育てや次世代育成支援の充実を図るためには、区の取り組みだけではすべてを実施することはできません。

社会全体で働き方を見直し、男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランス）の実現が何よりも重要です。

区としては、本計画の実現に向けて着実な取り組みを進めるとともに、社会全体として、育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業の支援、子育て女性等の再就職支援、さらに、事業所における従業員の働き方の見直しや仕事と子育ての両立支援制度の導入・定着など、社会全体の取り組みの必要性を発信し、国や東京都に対しても積極的に働きかけを行っていきます。

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、東京都北区長（以下「区長」という。）及び東京都北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として東京都北区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に規定する事項について区長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、答申する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事項に関し、必要に応じて区長又は教育委員会に建議することができる。

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、学識経験者その他東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める者のうちから、区長及び教育委員会が委嘱又は任命する委員 26 人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第 5 条 区長及び教育委員会は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査報告させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、区長及び教育委員会が必要と認めるときのうちから、区長及び教育委員会が委嘱又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査報告が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 7 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、区長がこれを行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 第6条第2項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、第10条の規定は部会の公開について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第2項、前条第1項本文、第3項及び第4項並びに第十条中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項、前条及び第10条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(委員以外の者の出席等)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 子ども・子育て会議の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

東京都北区子ども・子育て会議及び専門部会 委員名簿

構成	氏名	所属	子ども・子育て会議	就学前教育・保育部会	子育て支援施策部会
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学教授	会長		部会長
	神長 美津子	國學院大學教授	副会長	部会長	
	半田 勝久	日本体育大学准教授	○		○
区内 団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	○		○
	荒木 正信	北区民生委員児童委員協議会	○		○
	小俣 雅宏	東京商工会議所北支部	○	○	
	酒井 克昌	北区立中学校 PTA 連合会	○		○
	佐田 義輝	北区私立保育園理事長園長会	○	○	○
	鹿田 昌宏	北区医師会	○		○
	鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	○		○
	星 尚志	連合東京西北部地域協議会北地区協議会	○	○	
	堀江 眞嗣	北区私立幼稚園協会	○	○	○
	松澤 喜治	北区立小学校 PTA 連合会	○		○
区職員・ 関係行政 機関	荒木 康子	北区立小学校長会	H26. 3. 31 まで	H26. 3. 31 まで	H26. 3. 31 まで
	石塚 博		H26. 4. 1 から		H26. 4. 1 から
	高草木 政浩			H26. 4. 1 から	
	小針 静江	北区立幼稚園長会	○	○	○
	坂内 八重子	北区立児童館長会	○	○	○
	鈴木 香奈子	東京都北児童相談所	○		○
	橋本 やよい	北区立保育園長会	○	H26. 2. 13 まで	○
	小林 あけみ			H26. 2. 14 から	
松本 洋人	北区立中学校長会	○		○	
区 民	内海 千津子	公募委員	○		○
	大塚 麻子	公募委員	○	○	
	小川 公映	公募委員	○		○
	柴田 恵理子	公募委員	○		○
	竹内 みさを	公募委員	○	○	
	田淵 佐代子	公募委員	○	○	



子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過

会議・部会種別			議事
子ども・子育て会議	就学前教育・保育部会	子育て支援施策部会	
第1回 (平成25年7月18日)			<ul style="list-style-type: none"> ○区長挨拶・委員委嘱 ○委員紹介 ○子ども・子育て会議の運営 ○子ども・子育て会議への諮問 ○子ども・子育て支援新制度の概要等
第2回 (平成25年8月27日)			<ul style="list-style-type: none"> ○北区の子育て支援施策 ○北区次世代育成支援行動計画（後期計画）平成24年度進捗状況の報告 ○子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案） ○ニーズ調査票の検討
第3回 (平成25年9月12日)			<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査票の検討
第4回 (平成25年10月4日)			<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査票の最終検討
第5回 (平成25年12月11日)			<ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）北区次世代育成支援計画の骨子（案） ○北区の地域子ども・子育て支援事業の現状 ○北区の保育園・幼稚園の現状 ○専門部会の設置
		第1回 (平成26年2月4日)	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の会議スケジュール等 ○ニーズ調査結果報告（速報） ○（仮称）北区次世代育成支援計画の施策体系（案）
	第1回 (平成26年2月14日)		<ul style="list-style-type: none"> ○今後の会議スケジュール等 ○ニーズ調査結果報告（速報） ○教育・保育提供区域の設定
第6回 (平成26年3月11日)			<ul style="list-style-type: none"> ○国の子ども・子育て会議における決定事項の確認 ○ニーズ調査結果及び「量の見込み」算出結果 ○北区次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価 ○（（仮称）北区次世代育成支援計画の施策体系の確認、（仮称）子どもセンター事業計画等のパブリックコメントの実施ほか）
	第2回 (平成26年4月22日)		<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査結果 報告書 ○教育・保育の「量の見込み」及び確保方策
		第2回 (平成26年5月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート ○（仮称）北区次世代育成支援計画（案）※5/21版
	第3回 (平成26年6月20日)		<ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育の「量の見込み」「確保方策」ワークシート ○区立幼稚園の今後の方向性
		第3回 (平成26年7月9日)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート ○（仮称）北区次世代育成支援計画（案）
	第4回 (平成26年7月25日)		<ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育の「量の見込み」「確保方策」 ○区立幼稚園の今後の方向性
第7回 (平成26年8月5日)			<ul style="list-style-type: none"> ○新制度に係る各種基準についての報告 ○区立幼稚園の今後の方向性 ○北区子ども・子育て支援計画2015（素案）
第8回 (平成26年9月12日)			
	第5回 (平成26年10月3日)		
第9回 (平成26年10月29日)			

No.	意見箇所		意見(ほぼ、原文のまま掲載)	対応
	ページ数	見出しなど		
1	表紙	タイトル	このタイトルが最もわかりやすいように思います。今後も子育て支援の仕組みが議論され続ける中であって、今回どのような計画をどのような背景の中策定したのかがわかりやすく、また将来振り返る際にも整理しやすいと感じました。	ご意見、ありがとうございました。このまま記述させていただきます。
2	目次、P17		地域の実情に応じた地域子育て支援事業の利用状況⇒地域的な対応とは無関係に見える。「地域の実情に応じた」を外す。	そのとおり修正しました。
3	目次		「7 幼児期の学校教育・保育の一体的～確保の提供」が目次から抜けている。	そのとおり修正しました。
4	P1	1 計画策定の背景と趣旨	現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく → 実際は(あるいは現実は)、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく	「現在」を削除しました。
5	P1	1 計画策定の背景と趣旨	育てることのできる社会、→ 社会の中で子ども自身が自己肯定感を持つとともに → 自己肯定感もち	大きな力であり→大きな力です。育てることのできる社会→育てることのできる社会の実現
6	P2	1 計画策定の背景と趣旨	2つ目の段落の1行目 子どもがほしいという希望が叶い の文章ですが、P37で課題として載っているので『子どもを産み』か、削除ではどうか。	「子どもを産み」に修正しました。
7	P4	4 計画の策定方法 (1)区民ニーズ調査の実施	4 計画の策定方法 (1)区民ニーズ調査の実際 1行目 高校生等に対して→高校生等の	そのとおり修正しました。
8	P14、P16	(2)認可保育園の現状、(3)幼稚園の現状	グラフ 幼稚園は3, 4, 5歳ごとにデータが出ているが、保育園は4～5歳児とまとめてあるので分かりにくい。どちらかに揃える方がいいのでは？	データが取れないためです。

No.	意見箇所		意見(ほぼ、原文のまま掲載)	対応
	ページ数	見出しなど		
9	P18、P19	(7)一時預かり事業 (9)病児病後児保育事業	(7)一時預かり事業 ①の21年度、22年度 ②の21年度の数字がないのは、統計の取り方が違うからでしょうか。幼稚園は分かりませんが、保育園では一時保育を実施しています。 (9)病児病後児保育事業 の21年度、22年度についても数字が抜けているのも統計の取り方の違いか。	統計データを取れないためです。
10	P19	(10)放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	滝野川地区、平成24年度に比べて平成25年度35人も減っているのは放課後子どもプラン移行のためか生徒数減なのか？	保護者の就労状況及び対象年齢人口減によるものと考えられます。放課後子どもプラン移行が原因ではありません。
11	P24～32		「小学1年生から6年生までの子どもの保護者」を対象とした主な調査結果の掲載内容を一考いただきたい。最もアンケート回収率の高いこの層の声に真摯に向き合うべきではないでしょうか？この年齢層の家庭が今、どのような現状にあり、ニーズを把握した上で調査結果を明らかにすることで区民と行政、関係機関がニーズを共有することが必要であると思われます。 具体的な掲載要望項目としては、「子どもの育ちをめぐる環境について」の設問:問8(ニーズ調査報告書P92、93)を少なくとも掲載すべきである。前回調査に比べると、4P弱ポイントは下がっているものの、「子どもの教育・塾、進路」について約半数の保護者が悩み、その傾向は高学年になるほど強くなっています。 このニーズに対し、私たちはどのような支援を展開していくべきなのでしょう？	P24に、就学児ニーズ調査報告書P92(問8 子育てに関して悩んでいること、又は、気になること)を追加しました。どのような支援を展開していくべきかは今後の検討課題と考えます。

No.	意見箇所		意見(ほぼ、原文のまま掲載)	対応
	ページ数	見出しなど		
12	P24~32		<p>もう一点、「学童クラブ」へのニーズの低さと「放課後子どもプラン」のニーズの高さを明らかにし、共有すべきであると感じます。この結果を受けて、「放課後子どもプラン」をどのように展開していくべきなのか？その中身を精査して運営していくべきではないでしょうか？これだけ期待が高い「放課後子どもプラン」ビジョンも大いに語られるべきだと思いますし、これまでの成果や課題も広く共有し、随時改善できるよう情報共有すべきだと思います。</p> <p>個人的には「放課後子どもプラン」については単に「居場所の確保」を保護者が望んでいるわけではないと考えています。</p>	<p>毎月発行の「放課後子どもプランだより」やホームページで情報を発信し、情報の共有化に努めています。</p> <p>また、放課後子どもプランでは、日々、様々なあそびや体験の機会を提供しており、単なる「居場所」に留まらない活動を実施しています。</p>
13	P24~32		<p>今回のニーズ調査を踏まえ、どのようなニーズを優先し、どのようなニーズを今後の課題として先に送ったかも明らかにしておくことが、今後の子ども・子育て支援の効率的な議論のベースになると考えます。</p>	<p>今後の課題として精査していきます。</p>
14	P28		<p>2つ目の■子どもが生まれた「時」の育児休業…「時」が抜けている。</p>	<p>そのとおり修正しました。</p>
15	P35		<p>1つ目の表を差し替える。これでは、女性のみが育児休暇を取得する／仕事を辞めて育児に専念することを子どもが望んでいると解されかねない</p> <p>候補：ニーズ調査報告書22・「カ.子どもの世話は、父親も母親も同じにするのがよい」か、「キ.女性子どもを産んでも仕事を続けた方がよい」</p>	<p>「キ.女性子どもを産んでも仕事を続けた方がよい」を加えました。</p>
17	P38	(2)子育て家庭を支援する地域づくりのために	<p>3行目 弱まってきている… →「希薄化」している」の表現はどうでしょうか。</p>	<p>そのとおり修正しました。</p>
18	P39	(3)未来を担う人づくりのために	<p>下から5行目、中ほど:「子供」⇒「子ども」表記を揃える。</p>	<p>そのとおり修正しました。</p>

No.	意見箇所		意見(ほぼ、原文のまま掲載)	対応
	ページ数	見出しなど		
19	P39	(3)未来を担う人づくりのために	「中高生52万人がメディア依存に陥っている(厚労省調査)という現状に 触れていただきたい。結構、深刻な問題です。	問題として認識はしております。この部分に課題として記述するか検討中です。
21	P41	(5)安心して子育てと仕事ができる環境づくりのために	仕事と子育てのことばかり書いてありますが、「ライフ」ですから、地域生活のことも触れませんか？ 「他人の孫」を地域で支援する「たまご育て」という活動もあるそうです。	「(2)子育て家庭を支援する地域づくりのために」の項で同趣旨のことを記載済です。
22	P41	(5)安心して子育てと仕事ができる環境づくりのために	下から7行目:地域のネットワークがあつてこそ、子育ては豊かになるもの。 地域ぐるみで子育てを支え合い、家庭では男女が互いによりきパートナーとして…	子育ての場の基本である家庭において →地域ぐるみで子育てを支え合い
24	P49、77	4 個別目標別事業	「北区子ども・子育て支援計画2015」の素案のP49～の次世代育成支援行動計画の主な取り組み事業などの各事業については量的な「箱」を確保することとどまらず、質的な改善・改革が必須と感ずます。 ニーズを受け、既存の事業についてはどのような改善を試み、その結果どのような支持があったのかを測る前提で個別目標を打ち出さないと、その進展度合いがわかりにくく、何年か後も同じようなニーズを認識することになりかねないと思います。ニーズに対しどのように対応したのか、またその満足度はどのような結果になったのかを見える形でどの事業も基本的に展開されるべきだと思います。 子ども・子育て支援事業計画も既存事業が大半を占めるため、同様です。例えば「学童クラブ」についてであれば、「時間の面での支援も必要です」という今後の方向性が示されていますが、もっと明確に開所・閉所時間をどのように改善し、その結果何人の利用があったのかを抑えていくということです。	主な取り組み事業をピックアップし、その進捗状況をチェックしていくことにより、個別目標の達成度の把握に努め、改善策を模索していきます。 学童クラブについては記述を改めました。

No.	意見箇所		意見(ほぼ、原文のまま掲載)	対応
	ページ数	見出しなど		
26	P52	①地域における子育て家庭への支援	0～3歳在宅児への支援も書いてほしい。	3つめの○の「地域住民」を「在宅児を含めた子育て家庭」に変更しました。
27	P53	③地域における子育てネットワークの育成・支援	○同じ目的を持って活動する関係各機関が横断的なネットワークを築くことで、より充実した子育て支援、環境づくりに取り組みます。 →○同じ目的を持って活動する関係各機関が情報提供だけにとどまらず、横断的なネットワークを築くことで、より充実した子育て支援、環境づくりに取り組みます。	そのとおり修正しました。
28	P55	②教育の場における子育ての支援	「教育の場における子育ての支援」に、子どもと保護者両方へのメディアリテラシー教育事業を入れる。	子どもに対しては、中学校の技術・家庭科で情報モラルについて学んだり、セーフティ教室で携帯電話やスマートフォン使用について考える機会を設けています。 保護者に対しては、行政がどの程度関わるべきなのかを十分検討する必要があると思われまます。
29	P55	②教育の場における子育てへの支援	2つ目の○「ICT」行政機関や公共事業などで用いられているが、一般的にはまだ広まっていない言葉では？注釈が必要。	注釈で対応しました。
30	P55	②教育の場における子育ての支援	ICTとは？	注釈で対応しました。
31	P56	③自己実現の場と体験機会の提供	○社会に参加、貢献する喜びを実感できるよう、地域活動やボランティア活動などに参加する機会の拡充を図ります。 →○地域の課題について学び、社会に参加、貢献する喜びを実感できるよう、地域活動やボランティア活動などに参加する機会の拡充を図ります。	そのとおり修正しました。

No.	意見箇所		意見(ほぼ、原文のまま掲載)	対応
	ページ数	見出しなど		
32	P57	⑤子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保	子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保 「児童館を就学児童生徒の居場所として位置づけ」とは具体的にどのような事業を考えているのか？	今後は、主に放課後子ども総合プランがその役割を担うため、記述を削除しました。
33	P58	施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	P40課題も同じく、具体的に子どもへの支援が見えづらく感じます。学習支援だけでしょか？ 学校に居場所がない中高生、不登校、引きこもり、未成年自殺率が高いことを鑑み、直接子どもに届く支援をぜひともお願いします。	※何か入れ込むとしたら施策目標3⑤子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保の項か？
34	P59	④生活困窮家庭への支援	○「貧困の連鎖」を防ぐため、生活保護世帯等への養育相談、学習支援に取り組みます。 →○「貧困の連鎖」を防ぐため、生活困窮世帯や生活保護世帯等への養育支援、学習支援に取り組みます。	そのとおり修正しました。
38	P60	①仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の普及啓発	5年前の行動計画と同じでは、進歩がありません。「普及啓発」⇒「理解促進」	そのとおり修正しました。
40	P69	(2)地域子育て支援拠点事業	4つ目の○「地域で活動する、団体とも…」⇒「、」をとる。 児童館を減らしていくことすし、地域で活動する市民団体との「連携」の一つとして、拠点施設の家賃助成などを考えていただけませんか？	「、」はそのとおり修正しました。 家賃助成については、今後の検討事項と考えます。
41	P73	(6)子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)(就学児)	【事業概要】 乳幼児や小学生等の・・・ 「等」はほかにどのような方を想定しているのでしょうか？	「等」は削除しました。
42	P76	(9)病児病後児保育事業	3つ目の○ ワークシートでは、「平成28年度中に施設型病児保育」を開設すると書いてありました。どうしてそれを外したのですか？	「平成28年度中に」を追記しました。

No.	意見箇所		意見(ほぼ、原文のまま掲載)	対応
	ページ数	見出しなど		
43	P77	(10)放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	【事業概要】 一行目の文章がわかりづらい。	冒頭を「労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し」に修正しました。
44	P77	(10)放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	【事業概要】2行目 与えて、 →「提供して」のほうがいいのでは？	そのとおり修正しました。
45	P81	2 地域・関係団体・関係機関との連携と協働	13行目 国や東京都、児童相談所・・・ 「具体的な団体が児童相談所だけがあがっているので、削除はありでしょうか？」	児童相談所は削除しました。

【施策目標】

1 家庭の育てる力を支援

(1) 保育ニーズに対応した支援サービスの強化

保育所の待機児童解消
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
私立幼稚園の預かり保育
子どもショートステイ事業
子どもトワイライトステイ事業
認可保育園
認証保育所
家庭福祉員
定期利用保育施設
小規模保育所
一時保育事業
緊急保育事業
延長保育事業
休日保育事業
年末保育事業
夜間保育
病児・病後児保育（施設型）
居宅訪問型病児保育サービスへの利用料補助
福祉サービス第三者評価の実施

(2) 子育てに関する相談・情報提供の充実

子育てトーク
子育て相談事業
調整中 利用者支援事業〔利用相談〕
子育てガイドブック、子育てマップの発行
「きたくのようちえん」の発行
「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行
子育て福袋の配付
子育て支援情報配信メール(安全・安心・快適メール)
子育て応援サイトの充実
保育園・幼稚園・児童館（子どもセンター）ホームページによる情報提供
子ども家庭支援センター事業（育ち愛ほっと館）
教育相談所の運営
第三期北区子ども読書活動推進計画の推進

(3) 親育ちへの支援

ママパパ学級・パパになるための半日コース
リフレッシュタイム
親育ちサポート事業
新人お母さん・お父さんの保育見学
家庭教育学級

(4) 安心できる妊娠・出産・子育てへの支援

妊産婦健康診査
里帰り出産等の妊婦健康診査費用の助成
妊娠高血圧症候群等医療費助成
妊婦歯科健康診査
マタニティクッキング
特別育児相談事業（多胎児・発達支援）
妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業
養育支援訪問事業
産前産後支援・育児支援ヘルパー
相談カード（妊婦用）の配布

(5) 経済的負担の軽減

児童手当の支給
子ども医療費助成
外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金
私立幼稚園等入園祝金交付事業
私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業
幼稚園等就園奨励費補助事業
認証保育所等保育料補助事業
ファミリー世帯転居費用助成(子育て世帯の居住支援)
親元近居助成(子育て世帯の居住支援)
奨学資金の貸付
就学援助

【施策目標】

2 子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

	子育てひろば事業
	児童館での乳幼児クラブ及びサークル活動
	子育てアドバイザー活動
	みんなでお祝い輝きバースデー事業
	にこにこ2歳 遊びにおいでよ児童館、ほっと館へ事業
	赤ちゃん休けい室の整備
	子育てにっこりパスポート事業
	(仮称) 子どもプラザの整備
	幼稚園における子育て支援活動
	保育園における地域活動事業
	ファミリー・サポート・センター事業
	子育て情報支援室保育事業

(2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

	プレーパーク事業
	青少年地区委員会活動
調整中	利用者支援事業【地域活動の情報収集・活用】
	地域環境づくり推進活動
	地域育て合い事業
	昔遊びや、伝統的な文化の継承活動
	高齢者参画による世代間交流
	図書館における協働の推進

(3) 地域における子育てネットワークの育成・支援

	子ども見守りネットワークの構築
	児童館ネットワーク事業
	青少年地区協議会の開催

(4) 地域づくりのための人材育成の推進

	青少年地区委員会委員研修
	子育てアドバイザー研修
	児童館等専門研修
	PTA支援事業

(5) 子どもの安全を確保する活動の推進

	安全安心情報配信メール(安全・安心・快適メール)
	『子ども安全手帳』の配布
	私立小学生への防犯ブザー配布
	子ども防犯教室
	不審者対応訓練
	乳幼児の事故予防の意識啓発
	食の安全対策
	地域ふれあいパトロール事業
	環境浄化運動
	青少年の非行及び事故防止のための各関係機関の協働
	学校110番の整備・維持管理
	給食の衛生管理
	調理業務委託業者への衛生管理
	安心安全な給食の実施
	給食における食物アレルギー対応
	交通安全教室の開催
	ランドセルカバーの着用
	自転車安全運転免許証制度の推進
	防犯講習の実施
	防犯カメラの設置
	子ども安全対策協議会
	区立小学生への防犯ブザーの配付
	こども110番
	通学路の交通安全対策

【施策目標】

3 未来を担う人づくり

(1) 就学前教育の充実

私立幼稚園協会への補助
幼稚園の教育活動の充実
保育園職員等専門研修
きらきら0年生応援プロジェクト
こども図書館の整備・運営
読み聞かせや読書活動の支援の実施
ブックスタート
ブックスタートフォローアップ
3歳児絵本プレゼント

(2) 教育の場における子育ての支援

大学機能との連携の推進
リサイクルの啓発
北区学校ファミリー構想の推進
北区小中一貫教育の推進
(仮称)教育総合センターの設置
理科大好きプロジェクト
学校の改築
学校のリフレッシュ改修
エコスクール整備事業
イングリッシュサマーキャンプ事業
新聞大好きプロジェクト
ALTの配置
学力パワーアップ事業
中学校スクラム・サポート事業
総合的な学習活動の推進
キャリア教育の実施
道徳授業地区公開講座の実施
道徳副読本の配付
魅力ある学校図書館づくり事業
心の教育推進委員会の運営
情報教育に関する研修会の実施

(3) 自己実現の場と体験機会の提供

中学生モニター・高校生モニター
小学生との区政を話し合う会
中学生防災学校
地域防災リーダー育成(中学生編)
親子ふるさと体験事業
都会っ子ふれあい農業体験事業
甘楽町スポーツ交流事業
子ども文化教室
児童ダンス☆演劇教室
スクールコンサート
輝く☆未来の星コンサート
伝統工芸保存事業
夏休み親子実験教室
親子消費者講座
エコエコツアー(親子施設見学会)
こどもエコクラブ
子ども環境講座
環境学習
子どもかがやき顕彰
青少年の発表の場の提供
乳幼児と小・中・高校生との交流事業
私立幼稚園と中学校・高校との交流事業
保育園と小・中学校・高校との交流事業
文化・スポーツ等優良児童生徒の表彰
学校支援ボランティア活動推進事業
文化センター子どもひろば
文化センター子ども講座
トップアスリート直伝教室
北区ふるさと農家体験館事業
来て、見て、さわって!昔の道具
夏休みわくわくミュージアム

(5) 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

児童館での小学生対応事業
ティーンズセンターの設置
放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進
校庭開放推進事業
相談カード(子ども向け)の配布
スクールカウンセラー(SC)の配置
スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置

(4) こころとからだの健全な成長への支援

乳幼児健康診査(3~4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児)
定期予防接種
乳幼児歯科保健相談
保育園・幼稚園における歯科健康診査
小児救急医療体制の整備
学校保健への情報提供
北区楽しい食の推進員による食育講座
離乳食講習会
幼児食講習会
食育体験教室
親子クッキング教室

【施策目標】

4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

(1) 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

	オレンジリボンキャンペーン事業
	要保護児童対策地域協議会の運営
	見守りサポート事業
	児童虐待対応力向上事業
	相談対応力強化事業
	養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座
	ペアレントトレーニング事業

(2) ひとり親家庭への支援

	ひとり親休養ホーム事業
	ひとり親家庭の親の就業促進
	ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取り組みに関する情報の提供
	母子生活支援施設（浮間ハイマート）
	東京都母子福祉資金貸付
	東京都父子福祉資金貸付
	母子福祉応急小口資金貸付
	ひとり親家庭医療費助成
	児童扶養手当の支給
	児童育成手当の支給
	ひとり親家庭への家事援助者の派遣

(3) 障害のある子どもと家庭への支援

	未熟児養育医療助成
	自立支援医療（育成医療）
	小児慢性疾患医療費助成
	小児精神障害者入院医療費助成
	中等度難聴児発達支援事業
	気管支ぜん息児等への公害健康被害予防事業
	障害児福祉手当
	障害児通所支援事業（児童発達支援）
	障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）
	相談支援事業（障害児相談支援）
	特別児童扶養手当の支給
	さくらんぼ園（子ども発達支援センター）
	巡回指導員の派遣
	特別支援児保育
	区立幼稚園の特別支援児受け入れ
	認定就学者（肢体不自由児等）への介助員の派遣
	特別支援学級交流教育推進事業
	特別支援教育推進事業

(4) 生活困窮家庭への支援

新規	自立支援プログラム（高校進学支援プログラム）
新規	中学校を卒業する被保護世帯の子どもに対する自立援助金の支給
新規	修学旅行支度金の支給

【施策目標】

5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進

	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供
--	----------------------

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援
--	-------------------------

(3) 男女が共に担う子育ての推進

	パパ参上（地域社会への意識啓発）
	男性の子育て・家事協働支援
	みんなで育児応援プロジェクト